

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年4月21日
【発行者の名称】	株式会社 NEXT STAGE (NEXT STAGE Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小村 直克
【本店の所在の場所】	大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番43号 あべのハルカス33F
【電話番号】	06-6622-0333
【事務連絡者氏名】	取締役 財務経理部門管掌 藤原 孝高
【担当J-Adviserの名称】	Jトラストグローバル証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢田 耕一
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー7階
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.jtg-sec.co.jp/hs/financial.htm
【電話番号】	06-6622-0333
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を 2025年5月23日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。 当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。なお、振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社 NEXT STAGE https://nextstage-group.com/ 株式会社東京証券取引所 http://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4 【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他的一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第16期	第17期	第18期	第19期 中間期
決算年月	2022年7月	2023年7月	2024年7月	2025年1月
売上高 (千円)	997,082	1,106,684	1,101,931	593,207
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	△101,620	15,916	25,365	34,657
当期(中間)純利益又は 当期純損失(△) (千円)	△102,450	7,534	34,273	43,248
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—
資本金 (千円)	28,600	30,000	30,000	30,000
発行済株式総数 (株)	232,100	265,610	265,610	265,610
純資産額 (千円)	△102,017	106,576	140,849	184,098
総資産額 (千円)	549,344	653,851	577,302	596,180
1株当たり純資産額 (円)	△439.54	401.25	530.29	693.12
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期(中間)純利 益又は当期純損失(△) (円)	△441.41	30.82	129.04	162.83
潜在株式調整後1株当たり 当期(中間)純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	△18.6	16.3	24.4	30.9
自己資本利益率 (%)	—	330.5	27.7	26.6
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△85,499	71,197	28,201	81,983
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△56,584	△8,648	△52,921	△40,271
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	144,196	90,872	△101,101	△46,433
現金及び現金同等物の 期末(中間期末)残高 (千円)	309,910	463,331	337,509	332,787
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	59 (—)	63 (—)	59 (—)	57 (—)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第16期は、事業規模拡大に伴う先行投資や人件費の増加等により経常損失及び当期純損失となりました。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。
4. 第16期の自己資本利益率については期首自己資本と期末自己資本の平均がマイナスとなるため自己資本利益率については記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
7. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
8. 臨時従業員数については、従業員総数の10%未満のため、記載を省略しております。
9. 2025年2月21日開催の取締役会決議により、2025年3月3日付で普通株式1株を10株とする株式分割を行っております。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(中間)純利益金額又は当期純損失金額(△)を算定しております。
10. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第18期の財務諸表については、東陽監査法人の監査を受けておりますが、第16期及び第17期の財務諸表については当該監査を受けておりません。また、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第19期中間期の中間財務諸表については、東陽監査法人の期中レビューを受けております。

2 【沿革】

当社は株式会社ホームリサーチ京都の事業を譲り受けしているため両社の沿革を記載しております。

年月	事業の変遷	
	株式会社 NEX T STAGE	株式会社ホームリサーチ京都
2006年8月	株式会社 NEX T STAGEを設立し、あらゆる業界分野の新規事業創出コンサルティングを開始	
2007年8月		住宅業界に特化した新規事業の先駆けとして、第三者住宅検査事業のフランチャイズに加盟し、株式会社ホームリサーチ京都を設立
2010年5月		株式会社ホームリサーチ京都の商号を株式会社ホームリサーチ大阪に変更
2012年8月	本社を大阪市中央区に移転	本社を大阪市中央区に移転
2013年4月	ナレッジマネジメントを基盤とした建築技術総合コンサルティング事業を開始 (PDCAスキーム) P : 標準施工手引書作成サービス D : 施工品質監査システム「GenKan-NS」をリリース C : 品質評価サービス (現 : ヒンシツ監査サービス) A : コンサルティング 全国ブランドへの展開強化を図るため業務委託店制度を開始し、全国7拠点展開する	
2013年8月		第三者住宅検査事業のフランチャイズを脱退
2014年6月		人材育成事業を拡大するために休眠させていた株式会社ホームリサーチ大阪の商号をNEX T STAGEアキテクト株式会社に変更
2014年12月		現場監督実践養成講座 「Architecture Corporate University (A.C.U.)」 (現 : 学習環境プラットフォームサービス) を開講
2016年4月	直営店の出店開始 札幌支店（札幌市）、北関東支店（群馬県高崎市）を開設	
2016年8月	認定現場監査士への監査業務委託のための学習サービスに関して国際認証（ISO29993）取得	
2016年12月	定期点検管理システム「Teikan-NS」をリリース	
2017年2月	関東支店（東京都江東区）を開設	
2017年7月	NEX T STAGEアキテクト株式会社の事業を株式会社 NEX T STAGEに譲渡 (現 : 学習環境プラットフォームサービス開始)	
2017年10月	NEX T STAGEアキテクト株式会社を株式会社ライズネックスに社名変更	
2018年1月	株式会社ライズネックスを代表取締役社長 小村直克の資産管理会社とする	
2018年2月	中部支店（静岡県浜松市）を開設	
2018年3月	株式会社NS九州を吸収合併し、九州支店（福岡市）を開設	
2018年4月	直営店展開への転換により、旧業務委託店制度を正規代理店制度に変更	
2018年5月	株式会社NS東北、株式会社NS東海（2019年3月解消）との正規代理店契約を締結	
2018年8月	システム開発会社 株式会社ジーネックス（岐阜県多治見市）を株式交換により完全子会社化	
2019年2月	近畿・中四国支店（大阪府守口市）を開設	
2020年1月	請負契約書添付用の「自社施工品質基準書」をリリース	
2020年6月	住宅建築業界向けクラウド動画学習サービス「ACRO5」をリリース	
2020年7月	本社を大阪市阿倍野区に移転し、札幌支店、近畿・中四国支店の各拠点を統合	
2021年2月	株式会社ジーネックスとの連結関係を解消	
2021年5月	クラウド動画学習サービス「ACRO5」と現場監督実践養成講座「A.C.U.」を融合した動画学習講座「ACRO5オンライン講座」をリリース	
2022年2月	株式会社エヌ・エス四国との正規代理店契約を締結	
2022年12月	SaaS型ヒンシツアナリティクスクラウド「QualiZ（クオリツ）」をリリース (現 : データ&アナリティクスサービス)	
2023年7月	建築技術者の遠隔人材OJT教育サービス「リモイク」のサービス提供を開始	
2024年5月	株式会社エヌ・エス四国との正規代理店契約を解消	
2024年6月	北関東支店、関東支店、中部支店、九州支店の各拠点を本社へ統合	
2024年8月	全国の住宅事業者が「製造力」を競い合う「第一回 Housing Quality Award 2023」全国表彰式典を開催	
	住宅ストック市場向け「リノベーション標準施工手引書」および「第三者リノベーション監査」サービスを開始	
	増床工事に伴う本社リニューアル	

3 【事業の内容】

当社の事業は、「建築技術×IT」で地域の「つくる」をソリューションする！を事業ミッションに掲げ、昨今、情報過多による「すまい手」の要求レベルの上昇と、年々脆弱化していく「つくり手」の住宅製造リソースとのギャップから引き起こる多くの課題を、「技術・技能」「知見・経験」「システム」「人財化」の4つの強みをサービスコンテンツとし、積極的なサステナビリティに向けたサービスコンテンツです。

積極的なサステナビリティに向けたサービスコンテンツ



当社が選ばれる強みは、「ヒト・モノ」への定量的分析できるアナリティクスクラウドを活用しながら、専門的知見・経験を持つ希少な認定現場監査士（注）を全国で300名以上ネットワークし、施工現場の可視化から公正な第三者評価でファクトデータを抽出し、住宅事業者の製造改善とユーザーへの品質の架け橋としてデータドリブンな支援を実現します。また、蓄積されるテクニカルビッグデータを用いて国内住宅事業者への技術マニュアルへの転換や学習環境プラットフォームを構築し、業界全体の技術者や技能者のリソース強化に貢献していきます。

（注）認定現場監査士とは、有資格者を中心とした有識者（建築士・施工管理技士・実務経験5年以上）で構成され、当社のサービス業務を担える認定試験および実践教育を修了したものに付与する当社の認定資格です。

① ヒンシツ監査サービス

ヒンシツ監査サービスは、当社が認定する全国で300名を超える現場監査士が、製造プロセスにおいて後戻りできない10回の工程タイミングで、第三者的に施工基準に対して適合状況を監査するサービスです。

年々高まるエンドユーザーの品質レベルの要求に応じるため、より良い引き渡し実現に向けて施工状況を評価し、不備があれば是正をして前に進め、確かな品質を裏付けます。また、住宅事業者側の品質のムラを軽減することでの不良コストの削減や生産性向上にも寄与します。昨今、セカンドオピニオン等のニーズも増加してきており、現在、年間約3万工程以上の実績を誇っております。

一方、ヒンシツ監査サービスを導入した物件については、消費者（オーナー）に対し、現場監査記録書及び第三者品質監査済証が発行され、製造時の可視化の実現と、未来売却時の建物価値にも貢献できる証として、ユーザーの安心と信頼を獲得できる点も大きな付加価値となります。

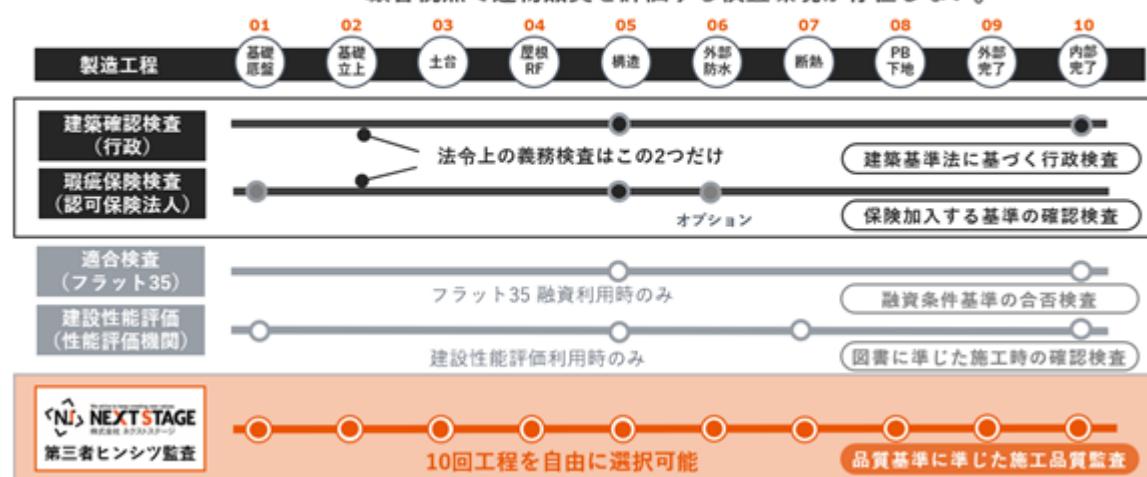
後戻りできない重要な10回のタイミングで監査実施



新築住宅取得における国内の検査環境

オーナーにとって一生懸命で最も高価な買い物であるが、

顧客視点で建作品質を評価する検査環境が存在しない。

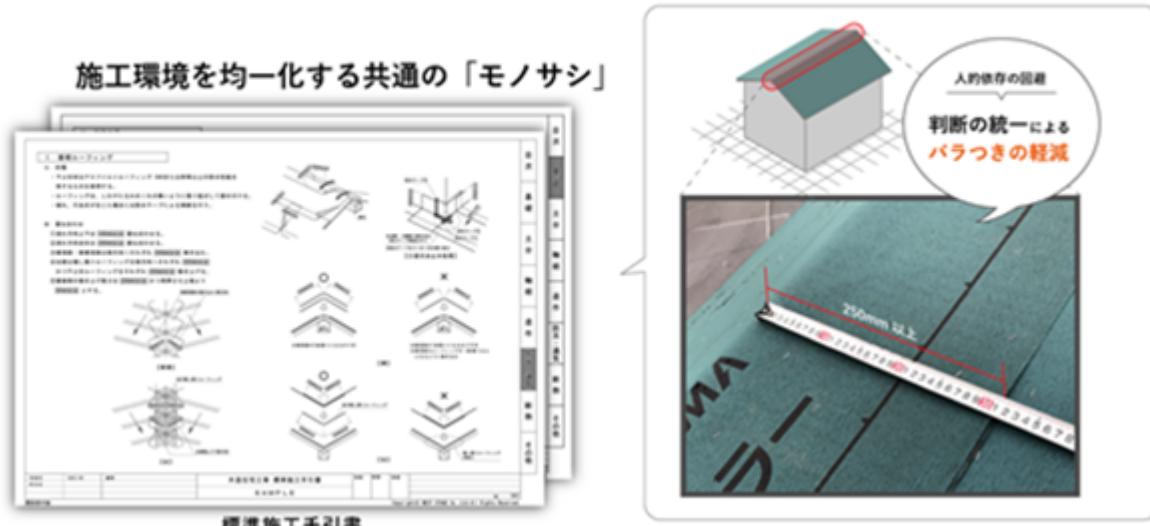


② データ&アナリティクスサービス

データ&アナリティクスサービスは、SaaS型アナリティクスクラウド「QualiZ（クオリツ）」を基盤としたサービスで、大きく2つのコンテンツで形成されています。

まず1つ目のコンテンツは、職人の人的裁量で推し進められる施工品質のムラを解消していくために、標準施工手引書や施工管理タスクを個社別にカスタマイズできる技術データサービスです。このマニュアルや基準書は、建築を行う上で最も重要な施工計画（PLAN）に関わるニーズの高いサービスとなっており、他社の参入障壁も高く、累計で約1,000社の住宅会社へ提供している当社のサービスブランドの1つでもあります。

8割以上が法律にない、戸建住宅の施工ルールの基準化



もう1つのコンテンツは、アナリティクスクラウド「QualiZ」を用いた品質管理業務（DO）と評価分析（CHECK）までが一貫して実施できるアナリティクスサービスです。一般的な施工管理ツールとは異なり、品質管理時に、技術マニュアルや品質基準、そして全国の不備事例や優良事例などを閲覧しながら、不適合時の対処方法、そしてワンポイント解説動画等がセットアップされていることで、熟練管理者しか任せられなかった施工管理を誰もが一律に管理することができます。そして利用しながら入力されたファクトデータを、製造力（モノ）や組織力（ヒト）に対して、誰が、どの工程で、どのような問題を、どれくらい引き起こしているのかを定量的に分析できることで、製造過程での最重要課題の抽出が簡単に行え、再発防止による品質向上と不良コストの削減に寄与します。

「QualiZ（クオリツ）」で、ヒト・モノを定量的にスコアリング



③ 学習環境プラットフォームサービス

学習環境プラットフォームサービスの中心は、これまでのあらゆる事業で培った技術や技能、そして現場での事象や事例を基にテキスト化し、「思考を変え実践が変わる！」をコンセプトに、500番組を超える沢山の番組コンテンツから気軽に楽しみながら学べる業界特化型クラウド動画学習サービス「ACRO5」です。

ACRO5には、eラーニング機能やレコメンド機能等が搭載されており、受講者の習熟度や学習状況なども定量的に分析され、さらに取り組みやすい期間限定講座などのセットアップできることで、企業側の人財化に向けた学ぶ環境を支援しております。

業界特化型学習環境プラットフォームサービス

動画とeラーニングでいつでもどこでも住宅建築が学べる！



Poi⁰¹

1動画約5分で
「Oneなるほど！」

Poi⁰²

レコメンド機能で
動画がすぐに検索！

Poi⁰³

自身の習熟度や
成長を分析！

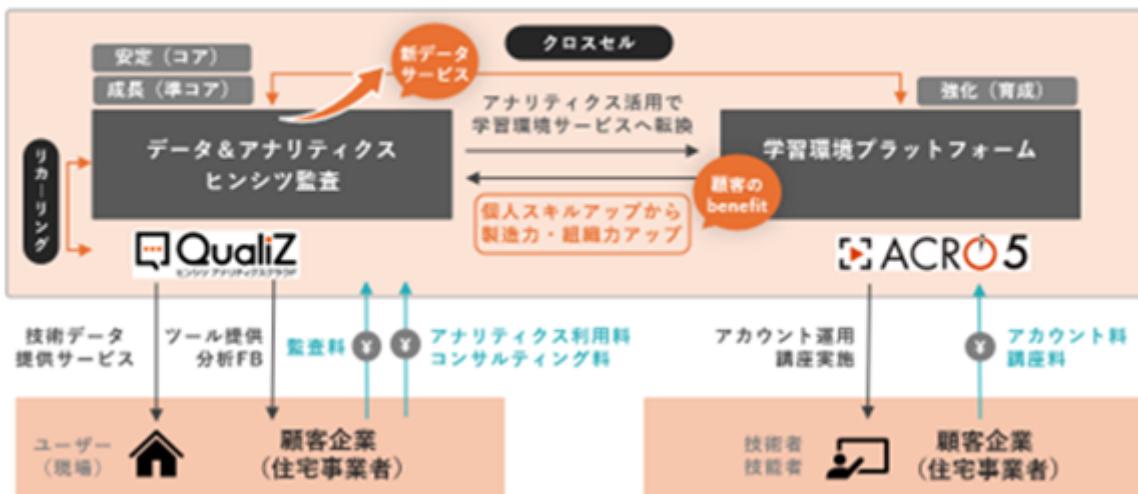
Poi⁰⁴

500番組を超える
実践コンテンツが充実！

主な商流は以下のとおりです。

リカーリングとクロスセルが安定成長となるビジネスモデル

ファクトデータの蓄積が基盤となり、未来事業のポテンシャル



4 【関係会社の状況】

当中間会計期間において重要な関係会社の異動はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
58	39.1	5.2	5,006

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、嘱託社員、人材会社からの派遣社員を含む。）については、従業員総数の10%未満のため、記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の事業セグメントは、住宅製造ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しており、特筆すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第18期事業年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

当事業年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症が2023年5月に5類へと移行し、経済回復が見込めるという期待感からスタートした一年でした。地価公示価格が全用途平均で2年連続上昇と上昇幅の拡大があり、日経平均はバブル崩壊以来の最高値を更新しました。例えば、不動産市場においてはオフィスやホテル、物流市場においては活発な動きがあり、2024年に入っては、日本経済の本格的回復に向けた流れのなかで、更なる活発な開発投資と高い流動性が保たれると予想されてきました。しかしながら、国際環境、金融政策、インフレの進行など、懸念される材料も多くあるため、今後の先行きは依然として不透明な状況で推移しております。

当社の事業領域にかかる住宅建築業界におきましては、国土交通省公表の建築着工統計調査報告によると、2024年7月の新設住宅着工戸数は、持家が19,858戸（前年同月比4.0%減）の32か月連続減少となり、貸家は31,546戸（前年同月比4.6%増）、また戸建・マンションを含む分譲住宅は16,164戸（前年同月比4.8%減）と、依然厳しい状況が続いております。

一方、空き家問題を含む中古住宅市場では、矢野経済研究所によると2024年度版住宅リフォーム市場の展望と戦略において7.1兆円規模と予想されており、前年比3.2%減と言えども安定的な成長市場として徐々に拡大してきています。ただし新築市場と同様、工事原価の上昇や高付加価値リフォーム（リノベーション等）の増加により、引き続き住宅リフォーム工事単価は上昇傾向が続くと予想され、併せて難易度の高い製造過程を取り巻く、技術者や技能者の人材確保と、人材育成環境が何より優先的課題となってきております。

このような市場環境変化のなか、当社のクライアント先であります新築住宅事業者の業績も增收減益および減収減益といった企業が昨年と同様に増加し、特に注文住宅をメインに扱う住宅事業者の新規集客数や有効面談数は、販売価格の上昇から昨年以上に厳しい集客状態が続いております。長期化する資材高騰により、注文住宅から規格住宅へ戦略転換を試みたり、新築事業を撤退し、リフォーム・リノベーション事業への事業転換をされる企業もかなり顕著に現れてきた年度もありました。

このような環境変化でありながらも、当社インサイドセールスチームの継続的なサービス訴求から100社以上の新規顧客獲得も計画どおり実現できました。しかしながら、期中の第3四半期では昨年からの資材高騰の高止まりの影響により、カスタマーサクセスチームの積極的な推進強化の甲斐もなく、住宅市場全体におけるクライアント先の請負契約数の低下から、期初に想定していた環境変化をはるかに越えてしまうレベルの売上影響を受けたことで、第4四半期からの予算修正を余儀なくされました。当社の強みであるリカーリングモデルは、積み上げた既客の継続売上によって大きく回転しながら成長していく仕組みなのですが、着工数減による負のサイクルへの影響が出てしまったことは否めません。

しかしながら、住宅事業者全体の急務な経営課題が利益確保にあることから、住宅事業者の最大のボトルネックとなる製造プロセスに対するムリ・ムダ・ムラの削減意識や、内外部の不良コスト削減につながる品質向上意識は、依然高い状況にあります。当期は特に、製造に関わる技術者や技能者の人材確保や人材育成といった観点のニーズが、より一層高まってきたというプラス要素が傾向の一つとなりました。

前者の製造プロセス関連の課題解決に対しては、当社の「ヒンシツ監査サービス」が安定的に成長し、クライアントの課題である施工品質のムラを解消し、粗利に影響する内外部の不良コストが大幅に低減できるベネフィットが存在することで、住宅事業者の製造利益を安定させるサービスとして更に広く認知されてきております。その根拠は、ヒンシツ監査サービスから得たファクトデータを基に定量的に分析できる「データ&アナリティクスサービス」が連動していることで、より定量的な改善傾向をロジカルに裏付けるために、「アナリティクスクラウドQualiZ（クオリツ）」の普及も同時に加速いたしました。併せて、2023年4月より国内の住宅事業者が製造力を競い合う「第一回 Japan Housing Quality Award 2023」の開催も無事成功し、当社のヒンシツ監査とアナリティクスサービスをシンプルに体感できる体験財としての後押しも、要因の1つでありました。

一方、後者の人財育成関連の課題解決に対しては、当社のクラウド動画学習サービス「ACR05」を基盤とした単体のご利用の安定から、導入しやすい期間パッケージである「ACR05オンライン講座」が、特に4月の新卒を迎える時期にオファーが集中するなど、導入企業が増加し、売上の新たな基盤と成長しつつあります。また、アナリティクスクラウド「QualiZ（クオリツ）」から導く、ヒトに関するスコアから抽出される個別の傾向を割り出し、人事評価や学習プログラムに転換していくことで、よりアプローチの強化が実現できたことも加速要因となり、当事業年度は大きく成長することができました。

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高1,101,931千円（前期比0.4%減少）、営業利益28,139千円（同75.7%増）、経常利益25,365千円（同59.4%増）、当期純利益34,273千円（同354.9%増）となりました。なお、当社は単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

今後は、当第4四半期にリリースいたしました、リノベーション分野における技術マニュアルの普及や第三者ヒンシツ監査サービスもラインナップされ、既存住宅市場への積極的なアプローチを展開してまいります。引き続き製造プロセスにおけるヒト・モノを可視化させながら定量的にスコア化し、ボトルネックとなっている重点課題を抽出しながら、効率的かつ効果的に改善できるPDCAサービスモデルを加速させることができとなり、これらにより競合他社にはない圧倒的な競争優位性を生み出し、新規取引社数も安定的に増加していく見込みであります。

第19期中間会計期間(自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)

当中間会計期間における我が国の経済動向は緩やかに持ち直して来ているものの、第二次トランプ政権の今後の政策や中国経済対策による世界経済への波及、また欧州主要国の中の政治の不安定化によって、先行きは不確実性が大きい状況に置かれています。しかしながら、内需を中心とした一定の底堅い成長はしばらく続き、個人消費に関する食品を中心とした価格高騰の影響などから一時的な伸び悩みは懸念されますが、実質賃金の回復改善によって緩やかに持ち直していく期待感も存在し、企業の設備投資面ではデジタル化や脱炭素、そしてサプライチェーンの強靭化に向けた取り組みや人材不足への対応等を背景に、生産性向上を中心とした様々なビジネスチャンスによる拡大傾向が続くと予想しています。

当社の事業領域における国内の戸建新築住宅市場においては、国土交通省公表の直近統計（当会計期間である最終月の2025年1月度単月）で、2×4、木造の新築着工戸数が前年比割れをいたしました。具体的な数値といたしましては、2×4で6,450戸の前年同月比6.0%減、当社のターゲットとなる木造で29,463戸の前年同月比7.2%減となり、2025年4月着工物件から履行される4号建築物に関する特例の縮小や、省エネ住宅の義務化による駆け込み着工の影響も多少出てきているものの、依然続く建築資材の高騰や金利上昇傾向などの要因から、厳しい状況が続いております。

一方、全体の着工が減少傾向にあるものの消費者傾向としては、公益財団法人住宅リフォーム紛争処理支援センターの統計で、消費者からの相談件数が2021年度を皮切りに35,000件を突破し、当会計期間も引き続き増加しているのが現状です。特に相談内容の6割以上がトラブルによる相談となっており、その多くはひび割れ、雨漏れ、性能不足といった施工上の品質トラブルが急増し、業界が抱える大きな問題の1つとなってきております。

このような現象は、住宅製造に従事する技術者・技能者不足やスキル不足による人的リソースの脆弱化と、住宅を購入するユーザー側の情報過多な環境下から求められる品質や性能への要求レベルの上昇によるギャップの拡大が原因となっており、今後、住宅事業者側の製造過程におけるムリ・ムダ・ムラの縮小、そしてロス・ミスの低減への要請から、自社の施工管理体制そのものの立て直しへの取り組みが、当社の事業に対する期待感となり一層高まつてくるものと考えております。

当事業につきましては、住宅事業者がこのような消費者間とのトラブルをできるだけ未然防止しながら、製造計画どおりの品質・利益・工期（QCD）を実現していくために、当社のヒンシツ監査サービスの導入物件も増加してきており、当中間会計期間での監査回数実績は、11月度3,429回、12月度3,459回、1月度3,022回の合計9,910回の、過去最高となる1万回近い実績となり大きく拡大することができました。

またそれに連動し、製造管理体系に修正していくための効果的なデータ&アナリティクスサービス全体も、ヒンシツ監査から得たファクトデータの効果的な活用ニーズの浸透から大きく成長することができ、特にアナリティクス売上の成長率が前年比11月度123.0%、12月度122.4%、1月度113.8%の平均成長率119.7%と伸長し、引き続きより製造改善を促進できる新たな運用カテゴリーの発掘を見据えて推進強化してまいります。

学習環境サービスにつきましては、人的リソースの専門的技術や技能スキルの底上げの為の人材育成に向けての投資ニーズは依然高く、特に前期から復活リリースした（Architecture Corporate University）技術者向け実践養成講座の受講も安定的に増加したことにより、学習環境サービス全体の売上としては安定的に推移しております。ただ、クラウド動画学習サービスACR05につきましては、若干の離客傾向が見られることで急務な対策が必要と考えており、学習教材全体のフレームワークの刷新やマネタイズ全体を見直す良い機会と捉え、今期中には予算内での創意工夫でリニューアルに着手し、来期以降では成長事業と位置づけ一層の売上拡大を目指してまいります。

この結果、当中間会計期間の経営成績は、売上高593,207千円、営業利益34,909千円、経常利益34,657千円、当期純利益43,248千円となりました。

なお、当中間会計期間は中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

また、当社は単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

第18期事業年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

当事業年度末の現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は337,509千円となり、前事業年度末比で125,822千円の減少となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、28,201千円となりました。これは主に、税引前当期純利益25,365千円、減価償却費26,274千円、売上債権の増加額6,578千円、未払消費税等の減少額9,350千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、52,921千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出21,978千円、無形固定資産の取得による支出9,695千円、差入保証金の支払いによる支出24,747千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、101,101千円となりました。これは、長期借入金の返済による支出99,570千円、リース債務の返済による支出1,531千円があつたことによるものであります。

第19期中間会計期間(自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)

当中間会計期間末の現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は332,787千円となり、前事業年度末比で4,722千円の減少となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、81,983千円となりました。これは主に、税引前当期純利益31,231千円、減価償却費16,104千円、前受金の増加額18,280千円、売上債権の減少額15,417千円、未払消費税等の減少額4,425千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、40,271千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出31,378千円、無形固定資産の取得による支出14,692千円、差入保証金の回収による収入7,488千円があつたことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、46,433千円となりました。これは、長期借入金の返済による支出45,630千円、リース債務の支払いによる支出803千円があつたことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載は省略しております。

(2) 受注実績

当社は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載は省略しております。

(3) 販売実績

第18期事業年度におけるサービスごとの販売実績を示すと、次のとおりです。

サービスの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
ヒンシツ監査サービス	788,555	95.4
データ&アナリティクスサービス	249,800	107.2
学習環境プラットフォームサービス	50,778	123.6
その他	12,797	205.8
合計	1,101,931	99.6

(注) 1. 当社は住宅製造ソリューション事業の単一セグメントです。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績の10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。

第19期中間会計期間におけるサービスごとの販売実績を示すと、次のとおりです。

サービスの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
ヒンシツ監査サービス	435,308	—
データ&アナリティクスサービス	131,931	—
学習環境プラットフォームサービス	23,423	—
その他	2,544	—
合計	593,207	—

(注) 1. 当社は、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。

2. 当社は住宅製造ソリューション事業の単一セグメントです。

3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績の10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

中長期的な会社の経営戦略の実現を果たすため、当社は下記の課題に取り組んでまいります。

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) サービス展開による収益性の向上

当社は、今後既存事業の領域において、競合他社との競争が激化し、価格競争に巻き込まれた場合等への対策が課題であると認識しております。

当該課題に対し、既存サービスの充実に加えて、新規サービスの開発、ローンチをもって新たな付加価値を創造し、収益基盤の多様化と充実に注力してまいります。具体的には、従来のヒンシツ監査サービスに加え、「ヒンシツの可視化を価値に変える」をキーワードとした、データ＆アナリティクスサービス「QualiZ（クオリツ）」のローンチにより、新たなシナジー効果と業界シェア拡大に向け、収益基盤の拡充に取り組んでまいります。

(2) 組織体制のさらなる強化

事業規模の拡大と新規事業開発及び経営体制強化のための、人材育成と定着が課題となっております。特にマネジメント層の育成と、新たなサービス提供に伴う専門技術の習得等については、人事制度の見直しによる複線型キャリア制度の運用や、新しい人事評価制度の構築による環境整備を通じて、しっかりと体制強化してまいります。また今後の持続的な成長を図るうえでも、働き方改革等への取り組み、福利厚生制度の充実、職場環境の整備を実施し、会社の成長に遅れをとらないよう、しっかりと取り組んでまいります。

(3) IT・建築技術人財の確保（専門性の高い人材の確保）

当社は、今後の事業拡大に合わせて、充分な組織体制を維持強化すべく、高度で幅広い専門知識や経験を有するIT・建築技術人財の確保を進めてまいります。

(4) 社内管理体制の強化とコンプライアンス遵守

当社が持続的に成長し、顧客のみならず社員、パートナー等の利害関係者に信頼される企業となるためには、社内管理体制の強化とコンプライアンス遵守によるガバナンスの強化が重要であると認識しております。喫緊の課題としては、住宅建築業界に関する法令改正への対応、学習環境プラットフォームサービスにおける肖像権、著作権管理の徹底、与信・反社チェック等の取引先管理の強化を図るべく、インフラ整備並びに社員教育等を通じて、引き続き取り組んでまいります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスクについて

当社の事業領域としております、住宅建設業界におきましては、景気のほか、雇用・所得環境、金利、住宅税制、助成金制度並びにこれらの将来予測の影響を受けやすく、また、2024年4月より建設業における労働基準法の改正が施行され、労働時間の上限規制や割増賃金の引き上げによる労働コストの増加が、労働力不足の深刻化、生産性の低下につながり、特に中小企業にとっては経営圧迫の原因となる可能性があります。

当社は市場環境の動向を注視し、相対的競争優位性を維持・向上すべく、適切なリスクコントロールを講じておりますが、これら諸要因の動向によっては、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 認定現場監査士の確保について

当社は、認定現場監査士に業務委託を行い、住宅建設業界におけるヒンシツ監査サービスを提供しております。既存の認定現場監査士からの紹介、コーポレートサイト等での募集など積極的に行うことで新規の認定現場監査士の確保に努める対応策をとっておりますが、認定現場監査士を十分に確保できない場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 競合について

当社は、住宅建設業界におけるヒンシツ監査サービスの提供を事業領域とし、当社の培ってきたノウハウや蓄積したビッグデータ、それに合わせた自社開発のシステムを提供していることを強みとしており、住宅建設業界で独自のサービスポジションを獲得しております。当社は、引き続き顧客のニーズを汲んだサービスの提供を進める方針ではありますが、新規参入事業者の登場により競争が激化し、これらの競合企業に対して効果的な差別化を行うことができず、当社が想定している事業展開が図れない場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 特定のシステム「QualiZ（クオリツ）」について

当社は、ヒンシツアナリティクスクラウド（SaaS型クラウドサービス）「QualiZ（クオリツ）」をプラットフォームとした「データ＆アナリティクスサービス」を当社の成長事業として推進しております。

「データ＆アナリティクスサービス」はSaaS型クラウドサービス「QualiZ（クオリツ）」を基盤としたプラットフォーム事業のため、直ちに契約が解約される性質のサービスでなく、併せてウェビナーの実施や、カスタマーサポート及びカスタマーアクセス体制の強化によって顧客満足度を高める施策を実施し、安定的な収益を見込んでおりますが、当該プラットフォームに何らかの深刻な問題が生じた場合や、競合企業や新規参入企業との競争激化等が、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 新規事業について

当社では今後、市場のニーズにあったサービスをいち早く投入し、新規事業を立ち上げ続けることが重要な課題と認識しており、特に「QualiZ（クオリツ）」をプラットフォームとしたストック型の収益を安定的に獲得することができるサービスの開発を継続的に行い、さらなるステップアップを視野に入れた事業の収益性向上を目指してまいります。しかしながら、各新規事業・サービスは構想段階であり、結果的に実現しない又は実現したとしても十分な収益が獲得できず撤退する可能性があります。当社といたしましては事前に十分な検証を行った上で開発等を開始する方針ではありますが、結果的に新規事業に失敗した場合、コストのみが計上されることから当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) M&A・事業提携について

新規市場への参入や新領域事業の拡大等のためにM&Aや事業提携等の戦略投資を実施する可能性があります。当社としてはこれらを行なう際には、対象企業の詳細な調査を行い、十分にリスクを検討することとしております。しかしながら、費用削減を含むシナジー効果が実現できない、統合作業や費用等が増加する、取引先・人材維持に失敗する、対象企業の過大評価又は提携先ヘノウハウが流出する等、事前に十分把握できなかった問題が顕在化する場合や、事業展開が計画どおりに進まなかった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) システム開発について

当社は、システムに関わる投資・開発を継続的に行っております。先進的な技術の知見やノウハウの蓄積、更には優秀な技術者の採用を推進する等、積極的な対応を行っておりますが、当社の開発したサービスに不具合が生じた場合や、連携しているツールの仕様が大きく変わった場合、開発人員の獲得が進まないために開発が予定どおりに進まない場合など、利用者が損害を被った場合は、損害賠償の支払などにより、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 情報セキュリティについて

当社は、サービス及びそれを支えるシステム、並びにインターネット接続環境の安定した稼働が、事業運営の前提であると認識しております。当社ではシステム障害、セキュリティ侵害等を未然に防止するためにシステムの多重化をはじめとして様々な手段を講じております。また情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証取得をしておりますが、ウィルス、権限のないアクセス、自然災害、通信エラーあるいは電気障害などが引き起こす事故が発生する可能性を否定することはできません。システム障害、セキュリティ侵害等が発生した場合、当社が保有する重要な情報等が喪失又は流出する可能性があります。データの喪失あるいは機密情報の流出を招いた場合、データ復旧のために金銭的・時間的に多大な負担を余儀なくされ、開発スケジュールが遅延することもとより、損害賠償請求や当社の社会的信用の失墜、取引先企業との提携関係の解消など、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 個人情報について

当社は、当社の運営する「ACR05」の申し込みを通じて、利用者を識別する個人情報を一部保有しております。個人情報が格納されたサーバーには、アクセス制限により限られた場所からしか当該個人情報を閲覧できないようにするなどの必要なセキュリティ対策も施すとともに、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得し、個人情報の保護に努めておりますが、個人情報が当社の関係者等の故意または過失により外部に流出した場合には、当社が損害賠償を含む法的責任を追及される可能性があるほか、当社の運営する「ACR05」の信頼性等が毀損し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 技術・ノウハウ流出について

当社のヒンシツ監査サービスにおけるビッグデータ蓄積によるノウハウは、他社が模倣しがたいものと認識しておりますが、退職者及び業務提携先によって、当社のノウハウと異なるも近しいサービスが他社により開発された場合や、独自性が失われ市場への訴求力が低下するような事態となった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 知的財産権について

当社の事業に関連した特許権等の知的財産権について、第三者との間で訴訟やクレーム等の問題が発生した事実はなく、現時点において、当社の事業に関し、他社が保有する特許権等への侵害により、事業に重大な支障をきたす可能性は低いものと認識しております。また、技術調査等を継続的に行い、侵害事件を回避するよう努めております。しかしながら、当社の様な研究開発型企業にとって、知的財産侵害問題の発生を完全に回避することは困難であり、今後第三者との法的紛争に巻き込まれた場合には、弁護士や弁理士と協議のうえ、個別具体的に対応策を検討してまいります。当社の技術が侵害されるケース及び当社が第三者の技術を侵害していると指摘されるケースのどちらとしても、解決に際しては、時間及び多額の費用を要する可能性があり、その場合には当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(12) 人材の確保・育成について

当社は、今後急速な成長が見込まれる事業の展開や事業の規模の拡大に伴い、継続的に幅広く優秀な人材を採用し続けることが必須であると認識しております。質の高いサービスの安定稼働や競争力の向上に当たっては、一定以上の水準を満たす優秀な人材を継続的に採用すると共に、成長意欲の高い人材の採用及び既存の人材の更なる育成・維持に積極的に努めていく必要性を強く認識しております。しかしながら、当社が求める人材が必要な時期に十分に確保・育成できなかつた場合、あるいは人材の流出が進んだ場合には、経常的な業務運営及び事業拡大に支障が生じ、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 内部管理体制の強化について

当社は、今後の事業拡大に対応するため、内部管理体制をさらに強化する必要があると認識しております。今後は人材採用及び育成を行うこと等により内部管理体制の強化を図っていく方針であります。しかしながら、事業の拡大ペースに応じた内部管理体制の構築に遅れが生じた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) コンプライアンス体制について

当社は、今後企業価値を高めていくためにはコンプライアンス体制が有効に機能することが重要であると考えております。そのため当社は「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」を制定し、当該規程に基づきリスクマネジメント及びコンプライアンス推進委員会を定期的に開催して全社的なコンプライアンスに関する事項の審議・検討を行うほか、定期的に社内研修を実施し、コンプライアンスに関する役職員の意識向上を図っております。しかし、これらの取り組みにも関わらずコンプライアンス上のリスクを完全に解消することは困難であり、今後の当社の事業運営に関して法令等に抵触する事態が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) ハラスメントについて

当社は、社員一人ひとりが安心して働くことができ、仕事と家庭生活の両立が実現できる雇用環境の整備を進め、テレワークの積極的な活用、労働時間の適正化や法令に基づく適正な労務管理、ハラスメント予防に関する社員教育の徹底、内部通報制度の設置などにより労務関連リスクの低減に取り組んでおります。しかしながら、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなどが発生した場合には、職場環境の悪化にとどまらず、ブランド価値の毀損などが発生し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 法的規制等について

現在のところ当社の事業継続に必ずしも著しく重要な影響を及ぼす法的規制はありませんが一般的に適用される法規制に従って業務を行っており、これらの法令を遵守するため、各種法令を管轄する省庁への確認、役職員への周知及び研修会の実施等を行い、法令遵守の徹底を図っております。今後の法改正などにより当社事業分野において新たな法的規制が適用されることになった場合、当社の事業展開が制約を受けるなど、対応措置をとる必要が生じる可能性があり、その際、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) ヒンシツ監査サービスにおける瑕疵について

当社のヒンシツ監査サービスは、基本的なモラル・技能・業務プロセス等における規約および教育を提供し、また当社の認定試験を受講し合格した者だけに付与できる認定現場監査士制度を取り入れてますが、監査士個人の不法行為についてのリスク回避や監査業務における判断ミス防止のため、当社ではクラウド内の機能装備やデータチェック等により最大限のリスク管理を徹底しております。それでも万一、監査士個人による改ざん等の不法行為および監査業務における判断ミスが直接住宅瑕疵の原因と特定された場合は、少なからず当社への損害に影響を及ぼす可能性はないといえません。しかしながら、建築計画時に行政へ提出する建築確認申請書には、住宅事業者が工事監理責任を負うことが明示されております。したがって、当該サービスにおいて監査士個人の見落としありや判断ミス等の評価結果についての相違があった場合、あくまで限られた現場環境下での監査行為であることから、「建物の施工責任は住宅事業者にあること」、「監査・点検について限界があること」をサービス取引基本契約書に定め、顧客への正しい説明を介して最大限のリスク回避を図っております。

(18) 訴訟等について

当社は、本書提出日現在、提起されている訴訟はありませんが、将来、何らかの事由の発生によって訴訟等による請求を受ける可能性を完全には回避できません。当社では、社員教育の徹底、コンプライアンス体制の整備、顧問弁護士のアドバイスを受ける等、法的規制を遵守する管理体制の整備に努めておりますが、こうした事態が生じた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(19) クレームについて

当社の事業は、顧客からサービス内容やサービス品質に対して、指摘・意見・不満等のクレームを受ける可能性があります。クレーム等が発生した場合は、リスクマネジメント及びコンプライアンス推進委員会において、速やかに経営層や関係部署が情報共有して対処方針を検討するなど適切な対応をとっておりますが、こうしたクレームの発生により顧客からの信頼が低下する場合は、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(20) 資金調達について

当社は、必要に応じて適切な時期に資金調達等を実施しておりますが、営業活動によるキャッシュ・フローの不足、収益性の低下又は資産及び負債管理の失敗、更には格付け会社による当社の信用格付の大幅な格下げが行われた場合には、資金調達が制約されるか、又は調達コストが増加する可能性があり、必要なタイミングで資金を確保できなかった場合は、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(21) 減損損失について

現状当社は、システム等の固定資産を所有しておりますが、固定資産等を多くは所有しておりません。しかしながら、当社の資産の時価が著しく下落した場合や、将来新たに開始するものも含めて、事業の収益性が悪化した場合には、減損会計の適用により資産について減損損失が発生し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(22) 配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案し、利益還元政策を決定していく所存あります。しかしながら、当社は、現在成長過程にあり、内部留保が充実しているとはいはず、創業以来配当を行っておりません。また、現時点では事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案し、利益還元を行うことを検討してまいりますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(23) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化

当社は、取締役及び社員に対し、経営目標や業績の達成の意識向上又は優秀な人材の採用を目的としたインセンティブとして、新株予約権の付与を行っております。本書提出日現在、これらの新株予約権による潜在株式数は25,400株であり、発行済株式総数の9.56%に相当しております。これらの新株予約権の行使が行われた場合、発行済株式総数が増加し、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があり、この株式価値の希薄化が株価形成に悪影響を及ぼす可能性があります。

※2025年2月21日開催の取締役会決議により、2025年3月3日付で普通株式1株を10株とする株式分割を実施し、株式数は239,049株増加し、265,610株となっております。

(24) 特定人物への依存

当社の代表取締役社長である小村直克は、創業以来当社の最高経営責任者として当社の経営方針を決定するとともに、当社の新規ビジネスの開拓及びビジネスモデルの構築において重要な役割を果たしております。当社は事業拡大に伴い、取締役会等における役員及び幹部社員との情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に依存しない経営体制の構築を進めておりますが、同氏が何かしらの理由により業務を継続することが困難となった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(25) 労働災害について

当社は、住宅建築・施工現場において、ヒンシツ監査サービスを実施するにあたり、安全面を最優先に配慮・対策を行っておりますが、それでも労働災害・交通事故が発生した場合、人的損失及び被災者・被害者への補償、司法・行政による処罰、社会的信頼の失墜等により、当社の信用・評価を大きく毀損することとなり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(26) 自然災害等について

本社オフィス所在地および、在宅勤務社員の居住地において火災・地震・台風等の大規模な自然災害が発生する可能性があります。当社は大規模自然災害等に備え、事業継続計画マニュアルを策定し、迅速かつ適切に対応する体制を整備しております。しかしながら、これらの事象により本社オフィスおよび在宅勤務社員の設備被害や停電等が発生し、大部分のサービス提供が不可能となり、事業の継続が困難となった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(27) 大株主について

当社の代表取締役社長である小村直克及び当社の取締役である小村洋子（広森洋子）は当社の大株主であり、当事業年度末現在においてそれぞれが発行済株式総数の11.29%を保有するとともに、その同族関係者及び同族関係者の資産管理会社の所有株式数を含めると発行済株式総数の75.67%を所有しております。

両名は安定株主として一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。

当社といたしましては、両名及びその同族関係者は安定株主であると認識しておりますが、何らかの事情により、大株主である同人及びその同族関係者の株式の多くが減少した場合等には、当社株式の市場価格及び議決権行使の状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(28) J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場予定です。当社では、Jトラストグローバル証券株式会社を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2023年6月1日にJトラストグローバル証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、Jトラストグローバル証券株式会社（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかつたとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適當と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかつたとき。

なお、乙が適當と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合は、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

（a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（b）甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容。
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の 2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てる場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権行使ができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権行使ができる数の株式に係る剩余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる
- ② 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第18期事業年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

(資産)

当事業年度末における資産合計は577,302千円となり、前事業年度末に比べ76,548千円減少いたしました。これは主に、売掛金が6,578千円、建設仮勘定が21,725千円および差入保証金が24,747千円増加した一方で、現金及び預金が125,822千円減少したことによるものです。

(負債)

当事業年度末における負債合計は436,452千円となり、前事業年度末に比べ110,821千円減少いたしました。これは主に、未払消費税等の減少9,350千円、長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む）の減少99,570千円によるものです。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は140,849千円となり、前事業年度末に比べ34,273千円増加いたしました。これは当期純利益の計上により利益剰余金が34,273千円増加したことによるものです。

第19期中間会計期間(自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)

(資産)

当中間会計期間末における資産合計は596,180千円となり、前事業年度末に比べ18,877千円減少いたしました。これは主に、建物が55,803千円増加、繰延税金資産が12,346千円増加、ソフトウェア仮勘定が11,860千円増加した一方で、建設仮勘定が21,725千円減少、売掛金が15,417千円減少、ソフトウェアが8,329千円減少、差入保証金が7,488千円減少、現金及び預金が4,722千円減少したことによるものです。

(負債)

当中間会計期間末における負債合計は412,081千円となり、前事業年度末に比べ24,371千円減少いたしました。これは主に、前受金が18,280千円増加、資産除去債務が10,254千円増加、預り金が8,676千円増加、した一方で長期借入金が25,384千円減少、一年内返済予定長期借入金が20,246千円減少、未払金が6,241千円減少、未払消費税等が4,425千円減少、仮受金が1,397千円減少したことによるものです。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産合計は184,098千円となり、前事業年度末に比べ43,248千円増加いたしました。これは当期純利益の計上により利益剰余金が43,248千円増加したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 運転資本

上場予定日（2025年5月23日）から12ヶ月間の当社の運転資本は、自己資本及び借入による資金調達が可能であり、十分であると認識しております。

第4 【設備の状況】

当社は、住宅製造ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

1 【設備投資等の概要】

第18期事業年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

当事業年度において、2022年6月にローンチしたヒンシツアナリティクスクラウド（SaaS型クラウドサービス）「QualiZ（クオリツ）」およびクラウド動画学習環境プラットフォーム「ACRO5」の機能追加のために10,965千円の投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

第19期中間会計期間(自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)

当中間会計期間において、業容拡大に対応するため2024年9月に本社オフィスの増床工事50,265千円の設備投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2025年1月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	その他	合計	
本社 (大阪市阿倍野区)	本社機能	78,973	2,625	19,357	16,353	117,310	57

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 帳簿価額のうち「その他」は、リース資産およびソフトウェア仮勘定の合計であります。
4. 臨時従業員数については、従業員数の10%未満のため、記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2024年7月31日)	公表日現在発行数(株) (2025年4月21日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,062,440	796,830	26,561	265,610	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	1,062,440	796,830	26,561	265,610	—	—

- (注) 1. 2025年2月21日開催の取締役会及び2025年3月3日開催の臨時株主総会決議により、2025年3月3日付で発行可能株式総数を増加する定款の変更が行われ、発行可能株式総数は、982,440株増加し、1,062,440株となっております。
 2. 2025年2月21日開催の取締役会決議により、2025年3月3日付で普通株式1株を10株とする株式分割を実施し、株式数は239,049株増加し、265,610株となっております。
 3. 2025年3月3日開催の臨時株主総会決議により、2025年3月3日付で、普通株式100株を1単元とする単元株制度を導入する定款の変更を行っております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

2018年7月18日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (2024年7月31日)	公表日の前月末現在 (2025年3月31日)
新株予約権の数(個)	885	885
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,850	8,850
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,000 (注) 1	2,000 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 2020年8月1日 至 2028年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,000円 資本組入額 1,000円	発行価格 2,000円 資本組入額 1,000円
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

2018年8月4日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (2024年7月31日)	公表日の前月末現在 (2025年3月31日)
新株予約権の数（個）	40	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	400	400
新株予約権の行使時の払込金額（円）	2,000 (注) 1	2,000 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 2020年9月1日 至 2028年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,000円 資本組入額 1,000円	発行価格 2,000円 資本組入額 1,000円
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

2019年8月3日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (2024年7月31日)	公表日の前月末現在 (2025年3月31日)
新株予約権の数（個）	35	35
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	350	350
新株予約権の行使時の払込金額（円）	2,000 (注) 1	2,000 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 2021年9月1日 至 2029年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,000円 資本組入額 1,000円	発行価格 2,000円 資本組入額 1,000円
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

2020年7月14日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (2024年7月31日)	公表日の前月末現在 (2025年3月31日)
新株予約権の数（個）	410	410
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	4,100	4100
新株予約権の行使時の払込金額（円）	2,000 (注) 1	2,000 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 2022年9月1日 至 2028年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,000円 資本組入額 1,000円	発行価格 2,000円 資本組入額 1,000円
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

2021年7月14日取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (2024年7月31日)	公表日の前月末現在 (2025年3月31日)
新株予約権の数（個）	300	300
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,000	3,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	2,000 (注) 1	2,000 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 2023年9月1日 至 2028年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,000円 資本組入額 1,000円	発行価格 2,000円 資本組入額 1,000円
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

2025年3月3日臨時株主総会決議

区分	最近事業年度末現在 (2024年7月31日)	公表日の前月末現在 (2025年3月31日)
新株予約権の数（個）	—	870
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	—	8,700
新株予約権の行使時の払込金額（円）	—	2,500 (注) 1
新株予約権の行使期間	—	自 2027年4月1日 至 2035年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	—	発行価格 2,500円 資本組入額 1,250円
新株予約権の行使の条件	—	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注) 3

(注) 1. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行 株式数} \times \text{調整前 行使価額} + \text{新規発行 株式数} \times \text{1株当たり 払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 新株予約権の行使の条件は、新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が、権利行使時においても、当社又は当子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。また新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
3. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
4. 2025年2月21日開催の取締役会決議により、2025年3月3日付で普通株式1株を10株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済 株式総数 増減数（株）	発行済 株式総数 残高（株）	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年3月31日 (注) 1.	2,352	26,212	70,560	99,160	70,560	89,160
2023年5月18日 (注) 2.	16	26,228	480	99,640	480	89,640
2023年5月30日 (注) 3.	333	26,561	9,990	109,630	9,990	99,630
2023年6月28日 (注) 4.	—	26,561	△79,630	30,000	79,630	179,260
2025年3月3日 (注) 5.	239,049	265,610	—	30,000	—	179,260

(注) 1. 第三者割当有償 2,352株

発行価格 60,000円

資本組入額 30,000円

主な割当先 IE フアスト & エクセレント 投資事業有限責任組合、IE FAST & GREAT 投資事業有限責任組合、関西イノベーションネットワーク 投資事業有限責任組合、中国電力株式会社

2. 第三者割当有償 16株

発行価格 60,000円

資本組入額 30,000円

主な割当先 オプティマ・ベンチャーズ株式会社

3. 第三者割当有償 333株

発行価格 60,000円

資本組入額 30,000円

主な割当先 RheosCP1号投資事業有限責任組合

4. 会社法第447条第1項の規定に基づき資本金を減少し資本準備金へ振替えたものであります。

5. 2025年3月3日付で普通株式1株を10株とする株式分割を実施したことによるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2025年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	6	—	—	12	18	
所有株式数 (単元)	—	—	—	333	—	—	2,321	2,654	
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	12.55	—	—	87.45	100	

(注) 2025年3月3日開催の臨時株主総会決議により、2025年3月3日付で、普通株式100株を1単元とする単元株制度を導入する定款の変更を行っております。

(7) 【大株主の状況】

「第四部【株式公開情報】第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	
議決権制限株式(その他)	—	—	
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	
完全議決権株式(その他)	普通株式 265,400	2,654	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	210	—	
発行済株式総数	265,610	—	—
総株主の議決権	—	2,654	—

- (注) 1. 2025年2月21日開催の取締役会及び2025年3月3日開催の臨時株主総会決議により、2025年3月3日付で発行可能株式総数を増加する定款の変更が行われ、発行可能株式総数は、982,440株増加し、1,062,440株となっております。
2. 2025年2月21日開催の取締役会決議により、2025年3月3日付で普通株式1株を10株とする株式分割を実施し、株式数は239,049株増加し、265,610株となっております。
3. 2025年3月3日開催の臨時株主総会決議により、2025年3月3日付で、普通株式100株を1単元とする単元株制度を導入する定款の変更を行っております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

決議年月日	2018年7月18日	2018年8月4日	2019年8月3日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1名 当社従業員 52名	当社取締役 1名 当社従業員 4名	当社従業員 9名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 【新株予約権等の状況】に記載しております。		
株式の数(株)	同上		
新株予約権の行使時の払込金額	同上		
新株予約権の行使期間	同上		
新株予約権の行使の条件	同上		
新株予約権の譲渡に関する事項	同上		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2		

決議年月日	2020年7月14日	2021年7月14日	2025年3月3日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2名 当社従業員 15名	当社取締役 1名 当社従業員 13名	当社取締役 3名 当社従業員 25名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 【新株予約権等の状況】に記載しております。		
株式の数(株)	同上		
新株予約権の行使時の払込金額	同上		
新株予約権の行使期間	同上		
新株予約権の行使の条件	同上		
新株予約権の譲渡に関する事項	同上		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2		

(注) 1. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \frac{1}{\text{払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条3号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、剰余金の配当につきましては、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社が剰余金の配当を行う場合には、中間配当および期末配当として年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針とし、当該剰余金の配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、今後の柔軟な資本政策に備えるため配当を実施しておりません。

内部留保資金につきましては、事業拡大による運転資金の確保と今後予想される経営環境の変化に対応すべく企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源として利用していく予定であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性8名 女性1名(役員のうち女性の比率11.1%)

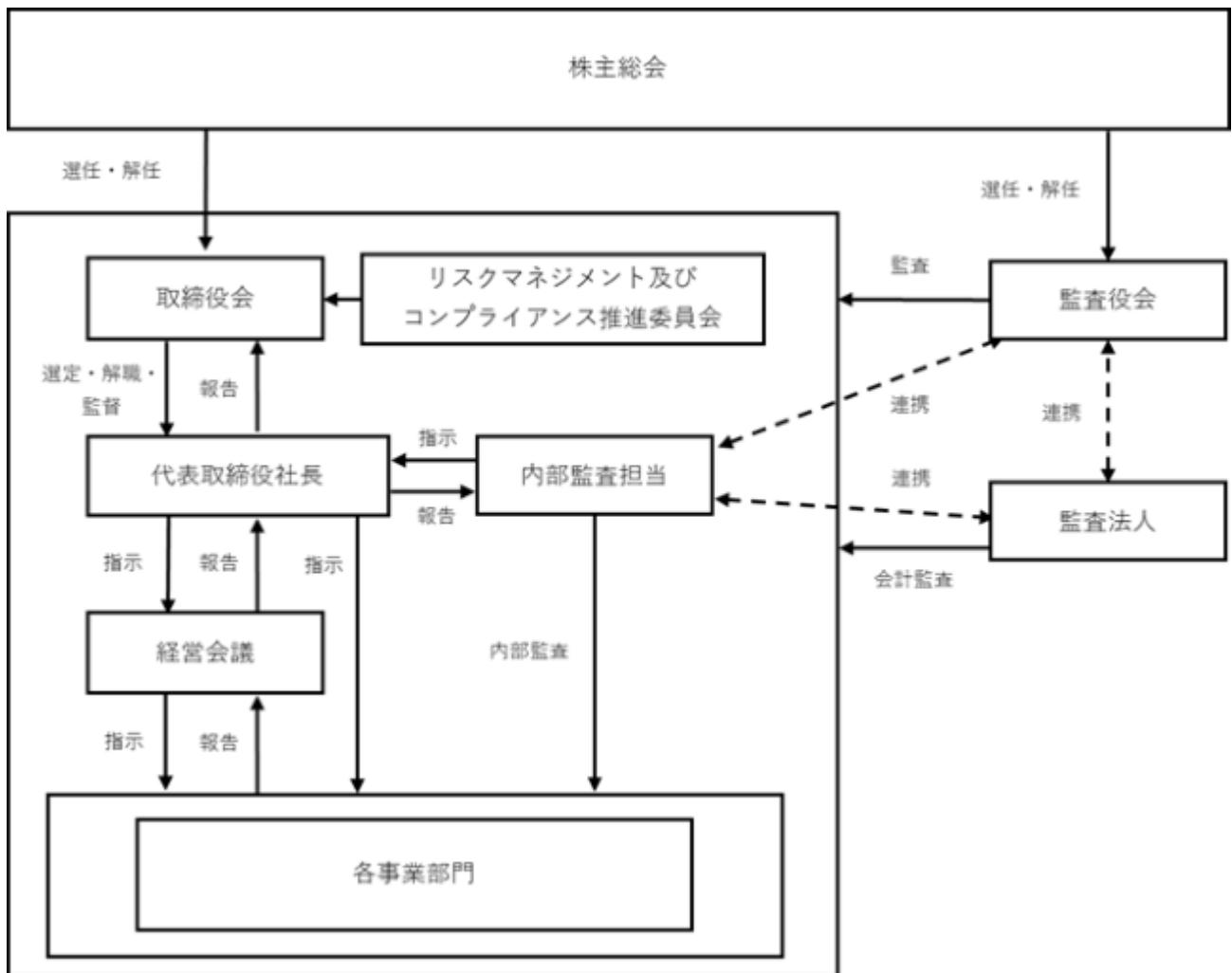
役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	小村 直克	1968年2月22日生	1990年4月 1992年9月 2006年8月 2007年8月	小堀住研株式会社（現株式会社ヤマダホームズ）入社 平安建材株式会社入社 当社設立 代表取締役社長就任（現任） 株式会社ホームリサーチ京都設立（現株式会社ライズネックス）代表取締役就任（現任）	(注) 4	(注) 6	170,000 (注) 7
取締役	ソリューション部門管掌	中村 恵治	1969年12月26日生	1993年4月 2005年10月 2009年2月 2016年9月 2017年6月 2018年6月 2020年7月 2021年8月 2022年6月 2024年5月	三井物産フューチャーズ株式会社入社 日本モーゲージサービス株式会社入社 株式会社ハウスジーメン出向 株式会社ハウスジーメン取締役就任 営業本部長 同社代表取締役社長就任 一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会理事就任 同法人代表理事就任 当社取締役就任 営業部門管掌 取締役ヒンシツアナリティクス部門管掌役員 取締役セールス部門管掌役員 取締役ソリューション部門管掌役員（現任）	(注) 4	(注) 6	2,000
取締役	IT部門管掌	畠 晋平	1979年11月16日生	2004年4月 2012年4月 2017年10月 2018年10月 2019年12月 2020年7月 2021年8月 2022年8月 2023年8月	株式会社オージス総研入社 株式会社ロックオン（現株式会社イルグルム）入社 同社執行役員開発部長 同社執行役員カスタマーアクセス本部長 同社執行役員プロフェッショナルサービス事業部長 当社取締役就任 ITソリューション部門管掌 取締役アーキテクチャテクノロジ一部門管掌役員 取締役技術開発部門管掌役員 取締役IT部門管掌役員（現任）	(注) 4	(注) 6	4,000
取締役	財務経理部門管掌	藤原 孝高	1975年2月2日生	1998年4月 2003年10月 2006年12月 2008年7月 2016年3月 2017年9月 2020年9月 2021年6月 2021年7月 2021年8月 2024年5月	株式会社日本医療事務センター（現株式会社ソラスト）入社 株式会社CNS入社 株式会社レイコフ入社 株式会社ユニバーサルエンターテインメント入社 株式会社スマートバリュー入社 同社取締役就任 同社執行役就任 当社入社経営管理部長 取締役就任 経営管理部長 取締役経営管理部門管掌役員 取締役財務経理部門管掌役員（現任）	(注) 4	(注) 6	2,500
取締役	コーポレート部門管掌	広森 洋子 (戸籍名: 小村 洋子)	1972年6月1日生	1992年4月 2000年4月 2000年12月 2013年8月 2017年9月 2018年8月 2021年8月 2023年8月 2024年5月	医療法人徳洲会宇治徳洲会病院入社 株式会社コムシン入社 医療法人社団神野医院入社 当社取締役就任 事業推進部長 取締役専務就任 事業推進部長 取締役事業統括本部長 取締役サービスマネジメント部門管掌役員 取締役サービス部門管掌役員 取締役コーポレート部門管掌役員（現任）	(注) 4	(注) 6	30,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
取締役	—	黒坂 卓司	1974年8月1日生	1998年4月 2006年11月 2008年8月 2021年4月 2021年11月 2022年5月 2022年6月 2022年7月 2022年8月 2022年11月 2023年9月 2024年3月 2024年5月	日本信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株式会社）入社 三菱UFJ代行ビジネス株式会社へ在籍出向 三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部に出向帰任 マルコ・ボーロ合同会社設立 当社取締役就任（現任） マルコ・ボーロ合同会社 代表社員就任（現任） 一般社団法人ベンチャー監査役協会設立 代表理事（現任） 空き家活用株式会社 社外監査役就任（現任） BABYJOB株式会社 社外監査役就任 株式会社バイオーム 社外監査役就任（現任） 株式会社大都 社外監査役就任（現任） 株式会社レスタス 社外監査役就任（現任） 一般社団法人ないかんMeetup設立 代表理事（現任） BABYJOB株式会社 取締役監査等委員就任（現任）	(注) 4	(注) 6	500
常勤監査役	—	前原 嘉彦	1958年12月27日生	1980年4月 1982年6月 1986年2月 1988年11月 2006年11月 2012年7月 2018年12月 2021年10月	大阪府自動車健康保険組合入社 株式会社乾入社 塩見会計事務所入所 株式会社リバーストン入社 株式会社フジヨー入社 同社内部監査室長就任 同社定年退職後、同社嘱託社員 当社 監査役就任（現任）	(注) 5	(注) 6	—
監査役	—	川本 一徳	1974年3月28日生	1996年4月 2007年9月 2010年11月 2012年2月 2017年9月 2020年8月 2023年10月	伊藤忠商事株式会社入社 司法試験合格 最高裁判所司法研修所司法修習生 弁護士登録。ウェール法律事務所入所 当社 監査役就任（現任） 八十一法律事務所設立 代表弁護士（現任） 株式会社マルタカテクノ 社外取締役（現任）	(注) 5	(注) 6	500
監査役	—	村田 良一	1961年7月31日生	1985年4月 1993年6月 1993年9月 2003年5月 2008年9月 2012年12月 2017年3月 2017年4月 2020年9月 2022年7月	三井物産株式会社入社 三井物産インターナショナルハウジング株式会社へ出向 営業部長 三井物産フューチャーズ株式会社へ出向金融サービス事業部長 株式会社三井物産戦略研究所へ出向ITフロント推進センター長 欧州三井物産株式会社へ出向ビジネスエンジニアリング推進室長 三井物産株式会社新社会システム部出向帰任 兼フューチャーシティソリューションズ株式会社 代表取締役社長就任 合同会社村田鑑定評価・経営研究所設立 代表社員就任（現任） 株式会社つくばウエルネスリサーチ 常務執行役員就任 株式会社サクセスマンターズ 代表取締役社長就任（現任） 当社 監査役就任（現任）	(注) 5	(注) 6	500

- (注) 1. 取締役小村洋子（広森洋子）は、代表取締役社長小村直克の配偶者であります。
2. 取締役黒坂卓司は、社外取締役であります。
3. 監査役前原嘉彦及び川本一徳、並びに村田良一は、社外監査役であります。
4. 取締役の任期は、2025年3月3日開催の臨時株主総会終結の時から、2026年7月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 監査役の任期は、2025年3月3日開催の臨時株主総会終結の時から、2028年7月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
6. 2024年7月期における役員報酬の総額は88,800千円を支給しております。
7. 上記の当社代表取締役社長 小村直克の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社ライズネックスが所有する株式数（140,000株）を含めた実質所有株式数を記載しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「建築技術×IT」で地域の「つくる」をソリューションする！を事業ミッションに掲げ、昨今、情報過多による「すまい手」の要求レベルの上昇と、年々脆弱化していく「つくり手」の住宅製造リソースとのギャップから引き起こる多くの課題を、「技術・技能」「知見・経験」「システム」「人財化」の4つの強みをサービスコンテンツとして、積極的なサステナビリティに向けたPDCA型の住宅製造ソリューション事業です

これらのビジョン、ミッションの実現・実行するために、株主をはじめとするすべてのステークホルダーとの適切な関係を維持し、会社の社会的責任を果たすために、永続的な発展と成長、継続的な企業価値の最大化とコンプライアンス遵守の経営を徹底するとともに、経営の健全性、効率性、透明性を確保すべく、最適な経営管理体制を目指しております。

② 会社の機関の内容

会社の機関の基本説明

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役 6 名（うち社外取締役 1 名）で構成され、各取締役は法令、定款、役員規程等の社内規程に沿って業務を執行するとともに、各取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会は、原則として毎月 1 回の定時取締役会に加え、必要に応じて開催する臨時取締役会に取締役及び監査役が出席し、当社の経営状況及び経営課題、法定その他経営上の重要事項の協議及び決議を行っております。

b. 監査役会

当社は監査役会を設置しております。監査役会は、社外監査役3名（うち1名は常勤）で構成され、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。また株主総会や取締役会への出席、取締役・従業員・監査法人からの報告聴取など法律上の権利行使のほか、重要な経営会議等への出席や事業所への往査など、実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。監査役会の議長は、常勤監査役の前原嘉彦であります。

c. 内部監査

当社の内部監査部門は、代表取締役社長を直轄として、当社全体を対象として監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び常勤監査役に報告するとともに、被監査部門に改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また内部監査部門と常勤監査役が監査を効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

また、監査役が主催して年間2回、内部監査人及び会計監査人と情報交換、意見交換を行うことにより、会計監査及び業務監査等について総括的な確認を行い、取締役の業務執行の状況を効率的、合理的に把握し、監督の実効性を高めております。

d. 経営会議

当社の経営状況及び経営課題、並びに取締役会その他の機関決定等を仰ぐべき事項につき十分検討、協議することを目的として経営会議を開催しております。同会議は当社の全役員及び部長職で構成され、原則として毎月1回定期的に開催しております。

e. 会計監査

当社は、東陽監査法人と監査契約を締結しており、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。業務を執行した公認会計士は、小林弥及び田部秀穂の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士7名その他1名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③ 内部統制システムの整備状況

当社は業務の適正性を確保するために必要な体制として、2022年4月15日の取締役会決議により、「内部統制システム構築の基本方針」を定めており、当該基本方針に基づいた運営を行っております。

「内部統制システム構築の基本方針」の概要は以下のとおりです。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社はグループ経営理念、ビジョン・ミッション等、コンプライアンス体制にかかる社内規程を当社取締役・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるためのルールとする。
- 2) 内部監査部門は、コンプライアンスの状況を定期的に監視するものとし、その監査結果については、代表取締役に報告するものとする。
- 3) 当社内における法令遵守上疑義のある行為を、使用人が直接通報を行う手段として内部通報制度「リスク・ホットライン」を設置し、事態の迅速な把握と是正に努めている。重要な情報については、必要に応じてその内容と会社の対処状況・結果につき、当社取締役・使用人に開示し、周知徹底を図るものとする。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役の職務の執行に係る情報・文書(電磁的記録も含む)については、「文書管理規程」に基づき業務に必要な文書の保存・管理を行うものとし、取締役及び監査役が当該情報・文書等の内容を知り得る体制を確保するものとする。
- 2) 「文書管理規程」には保存対象情報の定義、保管期間、保管責任部署等を定めるものとする。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 取締役会の直属機関としてリスクマネジメント及びコンプライアンス推進委員会を設置し、全社的なリスクの把握と評価及び対応策の策定を行い、各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑えるものとする。
- 2) 当社取締役及び使用人のリスク管理マインド向上のために、「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」等の社内規程を整備し、社内通達等を通じてリスクに関する意識の浸透、早期発見と未然防止につなげる環境を整備するものとする。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役、取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催するものとする。
- 2) 取締役の職務の執行に際し、「組織・職務分掌規程」及び「職務権限規程」に判断基準を定め、「稟議規程」による稟議決裁事項に関する基準に基づき、業務の円滑な処理を図るものとする。
- 3) その他の業務の合理化、電子化に向けた取組みにより、職務の効率性確保をはかる体制の整備を行う。

e. 業務の適正を確保するための体制

内部監査部門は定期的に内部監査を実施し、内部統制の有効性と妥当性を確保する。また監査結果については、代表取締役に報告するものとする。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1) 当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役会の要請に応じて協議を行い、補助使用人として任命及び配置することができる。
- 2) 補助使用人の独立性の確保に必要な事項として、人事異動、人事評価、昇格昇給、懲戒処分等については監査役の同意を必要とする。
- 3) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して業務執行部門からの指揮命令を受けないものとする。

g. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 監査役は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行の重要会議へ出席し、業務執行状況の報告を聴取するものとする。
- 2) 監査役は、定期的に業務監査を実施し、取締役及び使用人からの報告を受けるとともに、稟議事項の監査など、日常の監査で発見した諸問題について、適宜、取締役及び使用人より業務執行状況の報告を求める。
- 3) 監査役は、内部監査部門と定期的な情報交換を実施するとともに、内部監査の結果については、その報告を受けるものとする。

h. 監査役の職務執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行える体制とする。

i. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認める場合における弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受けるものとする。
- 2) 監査役は、代表取締役との間で定期的に会合を行い、意見交換並びに情報の共有を図るものとする。

j. 財務報告の信頼性を確保するための体制整備

- 1) 財務報告の信頼性を確保するため、内部統制システムの構築を行うものとする。
- 2) その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うものとする。

k. 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、「反社会的勢力対応規程」において、「反社会的勢力に対し毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との係わりを一切持たないようにする」旨を定め、企業集団のすべての役員、従業員への周知を徹底するものとともに、反社会的勢力との関係を一切遮断する体制とする。

④ 監査役監査の状況

当社監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名で構成されております。監査役会は、原則として毎月1回の定時監査役会のほか、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

なお常勤監査役である前原嘉彦は、長年にわたり経理財務、内部統制・内部監査部門の責任者などを歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、社外監査役川本一徳は、弁護士としての実務を通じて培われた法務・リスク管理等に関する豊富な経験と高い見識を有しております。また社外監査役村田良一は、長年にわたり不動産・金融・ICT分野の事業責任者を歴任し、企業経営に関する高度な専門知識と幅広い知見を有しております。

最近事業年度の監査役会は月1回開催しており、個々の監査役の出席回数は次のとおりであります。

	開催回数	出席回数
前原 嘉彦	14回	14回
川本 一徳	14回	14回
村田 良一	14回	14回

⑤ 内部監査の状況

当社の内部監査部門は、代表取締役社長を直轄として、当社全体を対象として監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び常勤監査役に報告するとともに、被監査部門に改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また内部監査部門と常勤監査役が監査を効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

⑥ リスク管理体制の整備の状況

当社では、リスク管理に係る社内規程を定め、代表取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント及びコンプライアンス推進委員会」を設置してリスクマネジメント及びコンプライアンス遵守の対策を推進し、適切なリスク管理の運営を行うべく体制の構築を行っております。

⑦ 役員報酬

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	77,400	77,400	—	5
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—
社外役員	11,400	11,400	—	4

(注) 当社の取締役の報酬額は、株主総会において決議された報酬総額の範囲内において各取締役の業務内容、職責及び当社の業績等を考慮の上、代表取締役及び社外取締役を含む取締役3名とオブザーバーとして監査役3名による報酬協議会により決定しております。

監査役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で、監査役会の協議にて決定しております。

⑧ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は8名以内、監査役は5名以内である旨を定款に定めております。

⑨ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑩ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

⑪ 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものは除く。）及び監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

⑫ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑬ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とするため、市場取引等により自己株式を取得することを目的とするものであります。

⑭ 中間配当の決定方法

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年1月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑮ 株式の保有状況

該当事項はありません。

⑯ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外取締役は1名及び社外監査役は3名を選任しております。

社外取締役である黒坂卓司については、三菱UFJ信託銀行株式会社での豊富な業務経験と企業経営に関する幅広い知見を有しており、取締役会等における重要な意思決定及び執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断しております。また社外監査役である前原嘉彦については、長年にわたり経理財務、内部統制・内部監査部門の責任者などを歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、中立的かつ客観的な視点から適切な監査機能を果たすことが期待できると判断したものです。また、川本一徳については、弁護士としての実務を通じて培われた法務・リスク管理等に関する豊富な経験と高い見識を有しており、当該知見を活かして、中立的かつ客観的な視点から適切な監査機能を果たすことが期待できると判断したものです。また、社外監査役である村田良一については、大手総合商社において、不動産・金融・ICT分野の事業責任者を歴任し、企業経営に関する高度な専門知識と幅広い知見を有しており、取締役会における業務執行において、中立的かつ客観的な視点から適切な監査機能を果たすことが期待できると判断したものです。

社外取締役黒坂卓司氏と当社との間には人的関係、資本的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役前原嘉彦氏、川本一徳氏、村田良一氏は、当社との間には人的関係、資本的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	15,000	—
計	15,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模、特性及び監査日数等を勘案のうえ、総合的に判断し、監査役会の同意のもと決定しております。

第6 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1977年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

3 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度（2023年8月1日から2024年7月31日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当中間会計期間（2024年8月1日から2025年1月31日まで）の中間財務諸表について、東陽監査法人により期中レビューを受けております。

4 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位 : 千円)

	前事業年度 (2023年 7月31日)	当事業年度 (2024年 7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	463, 331	337, 509
売掛金	74, 101	80, 680
前払費用	8, 196	12, 719
その他	3, 527	97
貸倒引当金	△292	△456
流動資産合計	<hr/> 548, 864	<hr/> 430, 550
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※ 24, 852	※ 23, 170
工具、器具及び備品（純額）	※ 1, 637	※ 2, 533
リース資産（純額）	※ 3, 454	※ 1, 947
建設仮勘定	—	21, 725
有形固定資産合計	<hr/> 29, 943	<hr/> 49, 376
無形固定資産		
ソフトウエア	40, 699	27, 687
ソフトウエア仮勘定	1, 358	3, 298
無形固定資産合計	<hr/> 42, 057	<hr/> 30, 985
投資その他の資産		
長期前払費用	1, 203	752
差入保証金	31, 771	56, 518
繰延税金資産	—	9, 109
その他	10	10
投資その他の資産合計	<hr/> 32, 984	<hr/> 66, 390
固定資産合計	<hr/> 104, 986	<hr/> 146, 752
資産合計	<hr/> 653, 851	<hr/> 577, 302

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年7月31日)	当事業年度 (2024年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	31,601	33,950
1年内返済予定長期借入金	99,570	79,574
リース債務	1,526	1,549
未払金	50,640	49,181
未払費用	36	28
未払法人税等	1,906	660
未払消費税等	24,783	15,433
前受金	57,000	56,512
預り金	5,249	5,130
資産除去債務	—	2,168
その他	440	1,463
流動負債合計	272,754	245,652
固定負債		
長期借入金	261,704	182,130
リース債務	2,197	642
資産除去債務	9,161	7,027
繰延税金負債	457	—
その他	1,000	1,000
固定負債合計	274,519	190,800
負債合計	547,274	436,452
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
資本剰余金		
資本準備金	179,260	179,260
その他資本剰余金	72,000	72,000
資本剰余金合計	251,260	251,260
利益剰余金		
その他利益剰余金	△174,683	△140,410
繰越利益剰余金	△174,683	△140,410
利益剰余金合計	△174,683	△140,410
株主資本合計	106,576	140,849
純資産合計	106,576	140,849
負債純資産合計	653,851	577,302

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間

(2025年1月31日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	332,787
売掛金	65,262
前払費用	8,985
その他	1,164
貸倒引当金	△354
流動資産合計	407,846

固定資産

有形固定資産

建物（純額）	78,973
工具、器具及び備品（純額）	2,625
リース資産（純額）	1,194
有形固定資産合計	82,793

無形固定資産

ソフトウェア	19,357
ソフトウェア仮勘定	15,158
無形固定資産合計	34,516

投資その他の資産

長期前払費用	527
差入保証金	49,029
繰延税金資産	21,456
その他	10
投資その他の資産合計	71,023
固定資産合計	188,334
資産合計	596,180

(単位：千円)

当中間会計期間

(2025年1月31日)

負債の部

流動負債

買掛金	33,331
1年内返済予定長期借入金	59,328
リース債務	1,075
未払金	42,940
未払費用	26
未払法人税等	330
未払消費税等	11,007
前受金	74,793
預り金	13,807
その他	66
流動負債合計	236,706

固定負債

長期借入金	156,746
リース債務	347
資産除去債務	17,281
その他	1,000
固定負債合計	175,375
負債合計	412,081

純資産の部

株主資本

資本金	30,000
資本剰余金	
資本準備金	179,260
その他資本剰余金	72,000

資本剰余金合計

251,260

利益剰余金

その他利益剰余金

△97,161

繰越利益剰余金

△97,161

利益剰余金合計

△97,161

株主資本合計

184,098

純資産合計

184,098

負債純資産合計

596,180

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
売上高	※1 1,106,684	※1 1,101,931
売上原価	380,148	356,410
売上総利益	726,536	745,521
販売費及び一般管理費	※2 710,519	※2 717,382
営業利益	16,016	28,139
営業外収益		
受取利息	2	4
保険解約益	3,536	32
保険金収入	—	137
その他	323	788
営業外収益合計	3,863	962
営業外費用		
支払利息	3,008	2,840
支払保証料	450	450
その他	504	444
営業外費用合計	3,963	3,736
経常利益	15,916	25,365
特別損失		
支店閉鎖損失	※3 6,330	—
特別損失合計	6,330	—
税引前当期純利益	9,586	25,365
法人税、住民税及び事業税	1,906	660
法人税等調整額	146	△9,567
法人税等合計	2,052	△8,907
当期純利益	7,534	34,273

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)		当事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費		10,640	2.8%	1,582	0.4%
II 外注費		331,936	87.3%	331,625	93.0%
III 経費	※1	37,572	9.9%	23,202	6.5%
売上原価		380,148	100%	356,410	100%

(注) ※1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
減価償却費(千円)	35,917	21,926

【中間損益計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)	
売上高	593,207
売上原価	195,544
売上総利益	397,662
販売費及び一般管理費	※ 362,753
営業利益	34,909
営業外収益	
受取利息	35
受取返戻金	651
その他	335
営業外収益合計	1,022
営業外費用	
支払利息	1,049
その他	225
営業外費用合計	1,274
経常利益	34,657
特別損失	
固定資産除却損	3,425
特別損失合計	3,425
税引前中間純利益	31,231
法人税、住民税及び事業税	330
法人税等調整額	△12,346
法人税等合計	△12,016
中間純利益	43,248

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年8月1日 至 2023年7月31日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	
当期首残高	28,600	18,600	43,400		62,000
当期変動額					
新株の発行	81,030	81,030	—		81,030
減資	△79,630	79,630	—		79,630
自己株式の処分	—	—	28,600		28,600
当期純利益	—	—	—		—
当期変動額合計	1,400	160,660	28,600		189,260
当期末残高	30,000	179,260	72,000		251,260

	株主資本			純資産合計	
	利益剰余金		自己株式		
	その他 利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	△182,217	△182,217	△10,400	△102,017	△102,017
当期変動額					
新株の発行	—	—	—	162,060	162,060
減資	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	10,400	39,000	39,000
当期純利益	7,534	7,534	—	7,534	7,534
当期変動額合計	7,534	7,534	10,400	208,594	208,594
当期末残高	△174,683	△174,683	—	106,576	106,576

当事業年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	
当期首残高	30,000	179,260	72,000		251,260
当期変動額					
当期純利益	—	—	—		—
当期変動額合計	—	—	—		—
当期末残高	30,000	179,260	72,000		251,260

	株主資本			純資産合計	
	利益剰余金		株主資本合計		
	その他 利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	△174,683	△174,683	106,576	106,576	
当期変動額					
当期純利益	34,273	34,273	34,273	34,273	
当期変動額合計	34,273	34,273	34,273	34,273	
当期末残高	△140,410	△140,410	140,849	140,849	

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2024年8月1日 至 2025年1月31日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	30,000	179,260	72,000	251,260
中間会計期間中の変動額				
中間純利益	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計	—	—	—	—
2025年1月31日 残高	30,000	179,260	72,000	251,260

	株主資本		純資産合計	
	利益剰余金			
	その他 利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	△140,410	△140,410	140,849	
中間会計期間中の変動額				
中間純利益	43,248	43,248	43,248	
中間会計期間中の変動額合計	43,248	43,248	43,248	
2025年1月31日 残高	△97,161	△97,161	184,098	

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	9,586	25,365
減価償却費	42,175	26,274
貸倒引当金の増減額(△は減少)	38	163
受取利息	△2	△4
支払利息	3,008	2,840
売上債権の増減額(△は増加)	△1,906	△6,578
前受金の増減額(△は減少)	△5,508	△487
未収入金の増減額(△は増加)	△3,527	28
前払費用の増減額(△は増加)	9,142	△4,109
仕入債務の増減額(△は減少)	539	2,348
未払消費税等の増減額(△は減少)	17,305	△9,350
その他	4,327	△3,577
小計	75,178	32,913
利息の受取額	2	4
利息の支払額	△2,978	△2,810
法人税等の支払額	△1,005	△1,906
営業活動によるキャッシュ・フロー	71,197	28,201
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,050	△21,978
無形固定資産の取得による支出	△6,598	△9,695
預り保証金の返還による支出	△1,000	—
差入保証金の回収による収入	—	3,499
差入保証金の支払いによる支出	—	△24,747
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,648	△52,921
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額	△74,668	—
長期借入れによる収入	69,336	—
長期借入金の返済による支出	△102,881	△99,570
リース債務の返済による支出	△1,974	△1,531
株式の発行による収入	190,660	—
自己株式の処分による収入	10,400	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	90,872	△101,101
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	153,420	△125,822
現金及び現金同等物の期首残高	309,910	463,331
現金及び現金同等物の期末残高	※ 463,331	※ 337,509

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 2024年8月1日
至 2025年1月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー

税引前中間純利益	31,231
減価償却費	16,104
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△101
受取利息	△35
支払利息	1,049
売上債権の増減額(△は増加)	15,417
前受金の増減額(△は減少)	18,280
前払費用の増減額(△は増加)	3,718
仕入債務の増減額(△は減少)	△619
未払消費税等の増減額(△は減少)	△4,425
固定資産除却損	3,425
その他	△401
小計	83,644
利息の受取額	35
利息の支払額	△1,036
法人税等の支払額	△660
営業活動によるキャッシュ・フロー	81,983

投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△31,378
無形固定資産の取得による支出	△14,692
資産除去債務の履行による支出	△1,690
差入保証金の回収による収入	7,488
投資活動によるキャッシュ・フロー	△40,271

財務活動によるキャッシュ・フロー

長期借入金の返済による支出	△45,630
リース債務の返済による支出	△803
財務活動によるキャッシュ・フロー	△46,433
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△4,722
現金及び現金同等物の期首残高	337,509
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 332,787

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 18年

工具、器具及び備品 4～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（3～5年）

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

3 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社住宅製造ソリューション事業におけるヒンシツ監査サービスは、施工管理を行ううえで、建物の品質や性能に影響する一番大切なマイルストーンで管理すべき品質管理を第三者の認定現場監査士でヒンシツ評価を実施するサービスです。当該サービスでは顧客との契約により定められた回数の監査を履行する義務を生じており、当該サービスの提供は独立した履行義務として認識しております。そのため、当該サービスの提供は一監査終了ごとに充足されると考えられるため、契約した監査回数に応じて均等按分し、収益を認識しております。なお、監査の未実施部分について、対価を收受した場合は、前受金として計上しております。

データ＆アナリティクスサービスは、「GenKan-NS®」および「QualiZ」システムに顧客が物件登録を行うことにより、ヒンシツ監査サービスの実施および物件評価フィードバックを提供します。顧客との契約内容に基づき、当該システムの利用料を年会費として請求し、一定期間にわたり均等に収益認識することに加え、当該システムへの物件登録ごとにヒンシツ監査サービスの実施および物件評価フィードバックが実施されるため、物件登録時に収益を認識しております。

4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当事業年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	—	9,109

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

②主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、主要な仮定は将来の売上高の予測となります。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

期末時点で入手可能な情報及び仮定を基に事業計画に基づく課税所得を見積っておりますが、事業計画に係る判断は、将来における市場の動向その他の要因により影響を受け、これらの状況に変化があった場合には、繰延税金資産の計上額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りです。

	前事業年度 (2023年7月31日)	当事業年度 (2024年7月31日)
減価償却累計額	11,444千円	15,194千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
役員報酬	100,350千円	88,800千円
給料手当	300,316	295,670
減価償却費	6,258	4,383
貸倒引当金繰入額	38	163

おおよその割合

販売費	2%	3%
一般管理費	98%	97%

※3 支店閉鎖損失の内訳は原状回復費用及び支店閉鎖に伴う解約違約金となります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2022年8月1日 至 2023年7月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式 (注) 1.	23,860	2,701	—	26,561
合計	23,860	2,701	—	26,561
自己株式				
普通株式 (注) 2.	650	—	650	—
合計	650	—	650	—

(注) 1. 発行済株式の当事業年度の増加2,701株は第三者割当による株式の発行による増加であります。

2. 自己株式の当事業年度の減少650株は、第三者割当による自己株式の処分による減少であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる 株式の数（数）				当事業年度 末残高 (百万円)
			当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
提出会社	ストック・オプションとし ての第1回新株予約権	—	—	—	—	—	—
	ストック・オプションとし ての第2回新株予約権	—	—	—	—	—	—
	ストック・オプションとし ての第3回新株予約権	—	—	—	—	—	—
	ストック・オプションとし ての第4回新株予約権	—	—	—	—	—	—
	ストック・オプションとし ての第5回新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	26,561	—	—	26,561
合計	26,561	—	—	26,561
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる 株式の数（数）				当事業年度 末残高 (百万円)
			当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
提出会社	ストック・オプションとし ての第1回新株予約権	—	—	—	—	—	—
	ストック・オプションとし ての第2回新株予約権	—	—	—	—	—	—
	ストック・オプションとし ての第3回新株予約権	—	—	—	—	—	—
	ストック・オプションとし ての第4回新株予約権	—	—	—	—	—	—
	ストック・オプションとし ての第5回新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
現金及び預金勘定	463,331千円	337,509千円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	463,331千円	337,509千円

(リース取引関係)

前事業年度(自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。また、一時的な余剰資金につきましては、普通預金により保有しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、差入保証金は主に事務所の賃借にかかるものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、全てが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としております。

リース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、経理規程、与信管理規程及び債権管理規程に従い、財務経理部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、入金状況を営業部門に随時連絡しております。これにより財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、差入保証金については、差入先の信用情報を契約時及び定期的に把握することを通じてリスクの軽減を行っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社の借入金は全て固定金利で調達しておりますので、今後市場リスクがこれ以上に増加することはございませんが、市場金利の変動により借入金利率よりも小さくなった場合はリスクに晒されていることとなるため、借入金については定期的に金利の動向を把握し、管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は利益計画に基づき財務経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は現金であること及び短期間で決済されるため時価は帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2023年7月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 差入保証金	31,771	27,553	△4,218
資産計	31,771	27,553	△4,218
(1) 長期借入金 ※	361,274	357,077	△4,197
(2) リース債務 ※	3,724	3,724	0
負債計	364,998	360,801	△4,197

※ 長期借入金及びリース債務は、1年以内返済予定の長期借入金及びリース債務を含みます。

当事業年度（2024年7月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 差入保証金	56,518	45,026	△11,492
資産計	56,518	45,026	△11,492
(1) 長期借入金 ※	261,704	258,532	△3,172
(2) リース債務 ※	2,192	2,191	△1
負債計	263,896	260,723	△3,173

※ 長期借入金及びリース債務は、1年以内返済予定の長期借入金及びリース債務を含みます。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2023年7月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	463,331	—	—	—
売掛金	74,101	—	—	—
差入保証金	—	—	—	31,771
合計	537,432	—	—	31,771

当事業年度（2024年7月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	337,509	—	—	—
売掛金	80,680	—	—	—
差入保証金	—	—	—	56,518
合計	418,189	—	—	56,518

(注) 2. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（2023年7月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	99,570	79,574	46,078	16,052	—	120,000
リース債務	1,526	1,549	592	49	—	—
合計	101,096	81,123	46,670	16,101	—	120,000

当事業年度（2024年7月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	79,574	46,078	16,052	—	—	120,000
リース債務	1,549	592	49	—	—	—
合計	81,123	46,670	16,101	—	—	120,000

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023年7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2024年7月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2023年7月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 差入保証金		27,553		27,553
資産合計	—	27,553	—	27,553
(1) 長期借入金		357,077		357,077
(2) リース債務		3,724		3,724
負債合計	—	360,801	—	360,801

当事業年度（2024年7月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 差入保証金		45,026		45,026
資産合計	—	45,026	—	45,026
(1) 長期借入金		258,532		258,532
(2) リース債務		2,191		2,191
負債合計	—	260,723	—	260,723

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

資 産

(1) 差入保証金

差入保証金の時価については、投資回収可能な年数に基づいた利率で割り引いて算定する方法によっています。そのためレベル2の時価に分類しております。

負 債

(1) 長期借入金、(2) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入等を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務は、1年以内返済予定の長期借入金及びリース債務を含みます。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしておりません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 52名	当社取締役 1名 当社従業員 4名	当社従業員 9名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式13,650株	普通株式2,650株	普通株式2,050株
付与日	2018年7月31日	2018年8月6日	2019年8月6日
権利確定条件	(注) 2		
対象勤務期間	該当事項はありません。		
権利行使期間	自 2020年8月1日 至 2028年3月31日	自 2020年9月1日 至 2028年3月31日	自 2021年9月1日 至 2029年6月30日

	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 15名	当社取締役 1名 当社従業員 13名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式6,650株	普通株式5,750株
付与日	2020年8月3日	2021年8月3日
権利確定条件	(注) 2	
対象勤務期間	該当事項はありません。	
権利行使期間	自 2022年9月1日 至 2028年3月31日	自 2023年9月1日 至 2028年3月31日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2025年3月3日付株式分割(普通株式1株につき10株の割合)による分割後の株式数、価格に換算して記載しております。

2. 新株予約権の行使の条件は、新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していかなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。また新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2024年7月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利確定前 (株)					
前事業年度末	9,150	400	1,050	4,400	4,550
付与					
失効	300	—	700	300	1,550
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	8,850	400	350	4,100	3,000
権利確定後 (株)	—	—	—	—	—
前事業年度末	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—	—

(注) 2025年3月3日付株式分割(普通株式1株につき10株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利行使価格(円)	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価 単位(円)	—	—	—	—	—

(注) 2025年3月3日付株式分割(普通株式1株につき10株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点においては、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単位の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積によっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法はDCF方式に基づき算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 一千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利 一千円

行使日における本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年7月31日)	当事業年度 (2024年7月31日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	9,258千円	9,057千円
一括償却資産	1,171千円	482千円
貸倒引当金	8千円	27千円
資産除去債務	3,076千円	3,177千円
税務上の繰越欠損金（注）2	65,385千円	59,480千円
繰延税金資産小計	<u>78,901千円</u>	<u>72,224千円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2	△65,385千円	△56,257千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△11,389千円	△4,444千円
評価性引当額	△76,775千円	△60,701千円
繰延税金資産合計	<u>2,125千円</u>	<u>11,522千円</u>
繰延税金負債		
固定資産（資産除去債務）	△2,583千円	△2,412千円
繰延税金負債合計	<u>△2,583千円</u>	<u>△2,412千円</u>
繰延税金資産（負債）の純額	△457千円	9,109千円

(注) 1 評価性引当額が16,074千円減少しております。この減少の主な理由は税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が減少したことによるものであります。

2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2023年7月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金※	—	—	—	—	—	65,385	65,385
評価性引当金	—	—	—	—	—	△65,385	△65,385
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(注) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2024年7月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金※1	—	—	—	—	—	59,480	59,480
評価性引当金	—	—	—	—	—	△56,257	△56,257
繰延税金資産※2	—	—	—	—	—	3,222	3,222

(注) 1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 税務上の繰越欠損金59,480千円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産3,222千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年7月31日)	当事業年度 (2024年7月31日)
法定実効税率	33.6%	34.5%
(調整)		
住民税均等割等	10.5%	2.6%
評価性引当額の増減	△32.4%	△72.3%
その他	0.4%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>12.0%</u>	<u>△35.1%</u>

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から18年と見積り、割引率は0.38%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
期首残高	9,126千円	9,161千円
時の経過による調整額	35千円	35千円
期末残高	9,161千円	9,196千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2022年8月1日 至 2023年7月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント
	住宅製造ソリューション事業
ヒンシツ監査サービス	826,273
データ＆アナリティクスサービス	233,099
学習環境プラットフォームサービス	41,092
その他	6,219
顧客との契約から生じる収益	1,106,684
外部顧客への売上高	1,106,684

当事業年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント
	住宅製造ソリューション事業
ヒンシツ監査サービス	788,555
データ＆アナリティクスサービス	249,800
学習環境プラットフォームサービス	50,778
その他	12,797
顧客との契約から生じる収益	1,101,931
外部顧客への売上高	1,101,931

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項（重要な会計方針）3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約残高及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	72,195	74,101
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	74,101	80,680
契約負債(期首残高)	62,372	57,000
契約負債(期末残高)	57,000	56,512

顧客との契約から生じた債権は、主に住宅製造ソリューション事業における顧客に対する標準施工手引書や住宅製造ソリューション事業の役務等の提供を行った対価であり、貸借対照表上の「売掛金」として表示しております。

契約負債は主に住宅製造ソリューション事業の未実施及びQualiZやGenkan-NSのサービス利用年会費等により受け取った前受金であり、貸借対照表上、流動負債の「前受金」として表示しております。なお、契約負債は、顧客に対する役務の提供に伴って履行義務が充足され、収益へと振り替えられます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約が無いため、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2022年8月1日 至 2023年7月31日）

当社は、住宅製造ソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

当社は、住宅製造ソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2022年8月1日 至 2023年7月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

財務諸表「注記事項（収益認識関係）1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客に対する売上高がないため、記載事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

損益計算書の売上高の100分の10を占める顧客はありません。

当事業年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

財務諸表「注記事項（収益認識関係）1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客に対する売上高がないため、記載事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

損益計算書の売上高の100分の10を占める顧客はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2022年8月1日 至 2023年7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2022年8月1日 至 2023年7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2022年8月1日 至 2023年7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2022年8月1日 至 2023年7月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者	小村直克	—	—	当社 代表取締役 社長	被所有 直接 11.29% 間接 52.71%	債務 被保証	銀行借入に対する連帯保証 (注1)	182,774	—	—
役員及びその近親者	小村直克	—	—	当社 代表取締役 社長	被所有 直接 11.29% 間接 52.71%	債務 被保証	カーリース料支払に対する債務被保証 (注2)	13,789	—	—

(注) 1. 当社は、銀行借入に対して代表取締役社長小村直克より連帯保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

2. 当社は、カーリース料に対して代表取締役社長小村直克より連帯保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

当事業年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者	小村直克	—	—	当社 代表取締役 社長	被所有 直接 11.29% 間接 52.71%	債務 被保証	銀行借入に対する連帯保証 (注1)	103,124	—	—
役員及びその近親者	小村直克	—	—	当社 代表取締役 社長	被所有 直接 11.29% 間接 52.71%	債務 被保証	カーリース料支払に対する債務被保証 (注2)	12,354	—	—

(注) 1. 当社は、銀行借入に対して代表取締役社長小村直克より連帯保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。なお、当社代表取締役社長小村直克が行っている銀行借入に対する連帯保証については、2025年4月21日時点で解消済であります。

2. 当社は、カーリース料に対して代表取締役社長小村直克より連帯保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。なお、当社代表取締役社長小村直克が行っているカーリース料支払に対する債務被保証については、2025年4月21日時点で解消済であります。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
1 株当たり純資産額	401円25銭	530円29銭
1 株当たり当期純利益	30円82銭	129円04銭

- (注) 1. 2025年2月21日開催の取締役会決議により、2025年3月3日付で普通株式1株を10株とする株式分割を実施しております。そのため、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりあります。

項目	前事業年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当事業年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
1 株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	7,534	34,273
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	7,534	34,273
普通株式の期中平均株式数(株)	244,450	265,610
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

前事業年度（自 2022年8月1日 至 2023年7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

当社は2025年3月3日開催の臨時株主総会において当社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とし、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、発行いたしました。

第6回新株予約権 2025年3月3日臨時株主総会決議

1. 新株予約権の付与日

2025年3月5日

2. 付与対象者の区分及び人数

当社取締役 3名、当社従業員 25名

3. 新株予約権の発行数

870個

4. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式8,700株（新株予約権1個につき10株）

5. 新株予約権の行使時の払込金額

1株につき2,500円

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

発行価格 2,500円

資本組入額1,250円

7. 新株予約権の行使期間

自 2027年4月1日 至 2035年2月28日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2025年3月3日付株式分割(普通株式1株につき10株の割合)による分割後の株式数、価格に換算して記載しております。

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2025年2月21日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更について、以下のとおり決議いたしました。

1. 株式分割について

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式に投資しやすい環境を整えることで、株式の流動性を高め、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2025年3月3日を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主が所有する普通株式を、1株につき10株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	26,561株
---------------	---------

今回の分割により増加する株式数	239,049株
-----------------	----------

株式分割後の発行済株式総数	265,610株
---------------	----------

株式分割後の発行可能株式総数	1,062,440株
----------------	------------

③ 分割の日程

基準日公告日	2025年3月3日（月曜日）
基準日	2025年3月3日（月曜日）
効力発生日	2025年3月3日（月曜日）

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については（1株当たり情報）に記載しております。

(3) その他

今回の株式分割に際し、当社の資本金の額の変更はございません。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会の決議により、2025年3月3日（月曜日）をもって、当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、8 0,000株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 1,062,440株とする。

(3) 定款変更の日程

効力発生日 2025年3月3日（月曜日）

当中間会計期間（自 2024年8月1日 至 2025年1月31日）

（中間損益計算書関係）

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

（単位：千円）

当中間会計期間 (自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)	
役員報酬	47,100
給料手当	150,187
減価償却費	3,885
貸倒引当金繰入額	△101

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

当中間会計期間	
(自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)	
現金及び預金勘定	332,787千円
預入期間が3か月を超える定期預金	-
現金及び現金同等物	332,787千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間会計期間（自 2024年8月1日 至 2025年1月31日）

当社は、住宅製造ソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間（自 2024年8月1日 至 2025年1月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント
	住宅製造ソリューション事業
ヒンシツ監査サービス	435,308
データ&アナリティクスサービス	131,931
学習環境プラットフォームサービス	23,423
その他	2,544
顧客との契約から生じる収益	593,207
外部顧客への売上高	593,207

(1 株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)
1 株当たり中間純利益	162円83銭

- (注) 1. 2025年2月21日開催の取締役会決議により、2025年3月3日付で普通株式1株を10株とする株式分割を実施しております。そのため、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
3. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)
1 株当たり中間純利益	
中間純利益(千円)	43,248
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	43,248
普通株式の期中平均株式数(株)	265,610
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—

(重要な後発事象)

(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

当社は2025年3月3日開催の臨時株主総会において当社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とし、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、発行いたしました。

第6回新株予約権 2025年3月3日臨時株主総会決議

- 新株予約権の付与日
2025年3月5日
- 付与対象者の区分及び人数
当社取締役 3名、当社従業員 25名
- 新株予約権の発行数
870個
- 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式8,700株（新株予約権1個につき10株）
- 新株予約権の行使時の払込金額
1株につき2,500円
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
発行価格 2,500円
資本組入額1,250円
- 新株予約権の行使期間
自 2027年4月1日 至 2035年2月28日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2025年3月3日付株式分割（普通株式1株につき10株の割合）による分割後の株式数、価格に換算して記載しております。

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2025年2月21日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更について、以下のとおり決議いたしました。

1. 株式分割について

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式に投資しやすい環境を整えることで、株式の流動性を高め、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2025年3月3日を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主が所有する普通株式を、1株につき10株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	26,561株
今回の分割により増加する株式数	239,049株
株式分割後の発行済株式総数	265,610株
株式分割後の発行可能株式総数	1,062,440株

③ 分割の日程

基準日公告日	2025年3月3日（月曜日）
基準日	2025年3月3日（月曜日）
効力発生日	2025年3月3日（月曜日）

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については（1株当たり情報）に記載しております。

(3) その他

今回の株式分割に際し、当社の資本金の額の変更はございません。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会の決議により、2025年3月3日（月曜日）をもって、当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

現行定款	変更後
（発行可能株式総数） 第6条 当会社の発行可能株式総数は、8 0,000株とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 1,062,440株とする。

(3) 定款変更の日程

効力発生日 2025年3月3日（月曜日）

⑤ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

単位 (千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物	30,038	-	-	30,038	6,868	1,682	23,170
工具、器具及び備品	3,249	1,457	-	4,706	2,173	560	2,533
リース資産	8,100	-	-	8,100	6,152	1,506	1,947
建設仮勘定	-	21,725	-	21,725	-	-	21,725
有形固定資産計	41,388	23,182	-	64,570	15,194	3,749	49,376
無形固定資産		-	-				
ソフトウェア	159,897	9,512	-	169,410	141,723	22,525	27,687
ソフトウェア仮勘定	1,358	10,965	9,025	3,298	-	-	3,298
無形固定資産計	161,256	20,477	9,025	172,708	141,723	22,525	30,985

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりです。

建設仮勘定 オフィス増床費用 21,725千円

ソフトウェア QualiZ機能追加 8,736千円

【借入金等明細表】

単位 (千円)

区分	当期首残高	当期末残高	平均利率	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	99,570	79,574	0.8%	—
1年以内に返済予定のリース債務	1,526	1,549	1.8%	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	261,704	182,130	0.8%	2025～2032年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	2,197	642	1.8%	2025～2026年
合計	364,998	263,896	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

単位 (千円)

	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
長期借入金	46,078	16,052	—	—
リース債務	592	49	—	—

【引当金明細表】

単位 (千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	292	456	—	292	456

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	236
預金	337, 272
普通預金	
合計	337, 509

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社ハウスジーメン	3, 134
株式会社横尾材木店	2, 964
株式会社ラクーンフィナンシャル	1, 782
株式会社ゼロ・コーポレーション	1, 776
株式会社エストコー・コーポレーション	1, 687
その他	69, 335
合計	80, 680

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首 残高 (千円) (A)	当期 発生高 (千円) (B)	当期 回収高 (千円) (C)	当期末 残高 (千円) (D)	回収率 (%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日)	
					$\frac{(A)+(D)}{2}$	$\frac{(B)}{366}$
74, 101	1, 212, 125	1, 205, 546	80, 680	93. 7		23. 4

② 固定資産

差入保証金

区分	金額（千円）
本社敷金	56,503
その他	15
合計	56,518

③ 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額（千円）
株式会社NS東北	3,479
株式会社創和情報管理センター	972
安田 篤史	763
石堂 愛治	603
弘中 信行	510
その他	27,621
合計	33,950

ロ. 未払金

相手先	金額（千円）
従業員給料	24,903
社会保険料	5,996
マンパワーグループ株式会社	2,337
レバテック株式会社	1,914
株式会社マネーフォワード	1,893
その他	12,136
合計	49,181

ハ. 前受金

相手先	金額（千円）
株式会社トータルハウジング	1,977
株式会社フォレストコーポレーション	1,883
株式会社栄都	1,787
株式会社アールプランナー	1,325
JS建設株式会社	1,309
その他	48,229
合計	56,512

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年8月1日から翌年7月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3か月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年7月31日 每年1月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1.	
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国本支店（注）1.
買取手数料	無料（注）2.
公告掲載方法	電子公告により行う、ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://nextstage-group.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、TOKYO PRO Marketへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式がTOKYO PRO Marketに上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利行使することができません。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2023年 10月13日	中河 圭二	京都府 京都市 上京区	特別利害 関係者等 (当社取締役)	黒坂 卓司	大阪府 吹田市	特別利害 関係者等 (当社取締役)	50	6,000,000 (60,000) (注) 3.	所有者の 当社退職に による譲渡
				村田 良一	東京都 目黒区	特別利害 関係者等 (当社監査役)	50		

- (注) 1. 当社は、TOKYO PRO Marketへの上場を予定しております。株式会社東京証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同施行規則第106条の規定において、当社は上場日から5年間、新規上場申請日の直前事業年度（上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期日の翌日から定時株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう。）の末日（2024年7月31日）から起算して2年前の日（2022年7月31日）から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け若しくは譲渡（上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む。）を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容について記録を保存されるものとされております。
2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者…役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下、「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
3. 移動価格算定方式は次のとおりです。
- 時価純資産法及びDCF法（ディスカウンテッド・キャッシュフロー法）を併用して算出した価格を参考として、譲渡人と譲受人が協議の上、決定した価格であります。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	第6回新株予約権
発行年月日	2025年3月5日
種類	新株予約権の付与 (ストックオプション)
発行数	普通株式8,700株
発行価格	2,500円
資本組入額	1,250円
発行価額の総額	21,750,000円
資本組入額の総額	10,875,000円
発行方法	2025年3月3日開催の株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 1

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例並びにその期間については以下のとおりです。

- (1) 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第107条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までにおいて、第三者割当による募集株式の割当を行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）、第三者割当による新株予約権の割当を行っている場合、又は当該新株予約権の行使による株式の交付を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当又は交付を受けた者について、担当J-Adviserに対して、以下の各事項について書面により、確約を行わせるものとされております。
 - ① 割当又は交付を受けた株式及び新株予約権（以下「割当株式等」という。）について、割当又は交付を受けた日から上場日以降6か月を経過する日（割当株式等の割当又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当又は交付を受けた日から1年間を経過する日）までの継続所有。
 - ② 割当株式等を譲渡する場合には、あらかじめ新規上場申請者に書面により通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。
 - ③ その他同取引所が必要と認める事項。
- (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出などを行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は2024年7月31日です。

- 2. 発行価額は、類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
- 3. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりとなっております。

	第6回新株予約権
行使時の払込金額	1株につき2,500円
行使期間	自 2027年4月1日 至 2035年2月28日
行使の条件	「第5 発行者の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

2 【取得者の概況】

新株予約権の付与（第6回新株予約権）

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
畠晋平	神戸市東灘区	会社役員	1,000	2,500,000 (2,500)	特別利害関係者等 (当社取締役)
中村恵治	千葉市美浜区	会社役員	1,000	2,500,000 (2,500)	特別利害関係者等 (当社取締役)
藤原孝高	大阪市住吉区	会社役員	1,000	2,500,000 (2,500)	特別利害関係者等 (当社取締役)

(注)上記のほか、当社の従業員25名が新株予約権の取得者であり、総数5,700株が割り当てられております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式 を除く。）の総 数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社ライズネックス ※1、3	京都府宇治市	140,000	48.11
小村 直克 ※1、2	京都府宇治市	30,000	10.31
小村 洋子（広森 洋子） ※1、4、6	京都府宇治市	30,000	10.31
清水 剛 ※1、8	福岡県太宰府市	20,000	6.78
IE フアスト&エクセレント 投資事業有限責任組合 ※1	東京都港区芝2-3-12	8,340	2.87
IE FAST&GREAT投資事業有限責任組合 ※1	東京都港区芝2-3-12	8,340	2.87
関西イノベーションネットワーク 投資事業有限責任組合 ※1	大阪市北区茶屋町18-14	8,340	2.87
畠 晋平 ※1、4	神戸市東灘区	6,500 (2,500)	2.23 (0.86)
中国電力株式会社 ※1	広島県広島市中区小町4-33	5,000	1.72
藤原 孝高 ※4	大阪市住吉区	5,000 (2,500)	1.72 (0.86)
中村 恵治 ※4	千葉市美浜区	4,500 (2,500)	1.55 (0.86)
RheosCP1号投資事業有限責任組合 ※1	東京都千代田区丸の内1-11-1	3,330	1.14
田中 悟 ※8	埼玉県久喜市	2,500 (1,500)	0.86 (0.53)
篠原 紀二	京都府城陽市	2,100 (2,000)	0.72 (0.71)
小村 龍之介 ※7、8	京都府宇治市	1,800 (800)	0.62 (0.27)
高橋 卓也 ※8	大阪府豊中市	800 (800)	0.27 (0.27)
増田 達也 ※8	大阪府枚方市	800 (800)	0.27 (0.27)
日置 真以 ※8	大阪市阿倍野区	600 (600)	0.21 (0.21)
山下 陽平 ※8	浜松市東区	600 (600)	0.21 (0.21)
竹澤 真琴 ※8	札幌市厚別区	600 (600)	0.21 (0.21)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合 (%)
亀川 義晃 ※8	京都市南区	600 (600)	0.21 (0.21)
小酒 徹也 ※8	京都市伏見区	600 (600)	0.21 (0.21)
坂田 修一 ※8	兵庫県尼崎市	600 (600)	0.21 (0.21)
川本 一徳 ※5	川崎市麻生区	500	0.17
黒坂 卓司 ※5	大阪府吹田市	500	0.17
村田 良一 ※5	東京都目黒区	500	0.17
弘中 信行	大阪市西淀川区	350 (350)	0.12 (0.12)
瀧 郷子 ※8	静岡市葵区	350 (350)	0.12 (0.12)
大倉 順二 ※8	大阪府吹田市	350 (350)	0.12 (0.12)
宮崎 博士 ※8	大阪市城東区	350 (350)	0.12 (0.12)
赤松 由崇 ※8	大阪市福島区	350 (350)	0.12 (0.12)
三輪 大 ※8	大阪市平野区	350 (350)	0.12 (0.12)
荒井 良太 ※8	大阪府堺市	350 (350)	0.12 (0.12)
河本 昇 ※8	大阪市天王寺区	350 (350)	0.12 (0.12)
國里 良太 ※8	兵庫県伊丹市	250 (250)	0.09 (0.09)
道満 啓詞 ※8	大阪府門真市	200 (200)	0.07 (0.07)
滝本 泰弘 ※8	大阪府岸和田市	200 (200)	0.07 (0.07)
竹内 真美 ※8	浜松市浜北区	200 (200)	0.07 (0.07)
大串 勝利 ※8	千葉県習志野市	200 (200)	0.07 (0.07)
亀竹 宏明 ※8	千葉県市川市	200 (200)	0.07 (0.07)
松浦 新三 ※8	福岡県筑紫野市	200 (200)	0.07 (0.07)
本間 大策 ※8	奈良県奈良市	200 (200)	0.07 (0.07)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合 (%)
飯塚 達志 ※8	群馬県高崎市	200 (200)	0.07 (0.07)
板谷 結花 ※8	大阪市生野区	200 (200)	0.07 (0.07)
河原 菜摘 ※8	大阪市阿倍野区	200 (200)	0.07 (0.07)
北村 凱斗 ※8	大阪市天王寺区	200 (200)	0.07 (0.07)
オプティマ・ベンチャーズ株式会社	愛媛県松山市桑原5-1-33	160	0.06
水浦 健太郎 ※8	滋賀県大津市	150 (150)	0.05 (0.05)
大場 俊博 ※8	浜松市中区	150 (150)	0.05 (0.05)
その他27名	—	2,850 (2,850)	0.98 (0.98)
計	—	291,010 (25,400)	100.00 (8.73)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次の通り株主の属性を示します。

※1 特別利害関係者等 (大株主上位10名)

※2 特定利害関係者等 (当社の代表取締役社長)

※3 特別利害関係者等 (役員等により総株主の議決権の過半数を所有されている会社)

※4 特別利害関係者等 (当社の取締役)

※5 特別利害関係者等 (当社の監査役)

※6 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長の配偶者)

※7 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長の二親等内の血族)

※8 当社の従業員

2. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります

3. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2025年4月14日

株式会社NEXT STAGE
取締役会 御中

東陽監査法人
大阪事務所

指定社員 公認会計士 小林 淳
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田部秀穂
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社NEXT STAGEの2023年8月1日から2024年7月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社NEXT STAGEの2024年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2023年7月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年4月14日

株式会社NEXT STAGE
取締役会 御中

東陽監査法人
大阪事務所

指定社員 公認会計士 小林 術
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田部秀穂
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社NEXT STAGEの2024年8月1日から2025年7月31日までの第19期事業年度の中間会計期間（2024年8月1日から2025年1月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社NEXT STAGEの2025年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 繼続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上